

平成二十五年第四回十二月定例会

平成 25 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 25 年 12 月 12 日 開会

平成 25 年 12 月 20 日 閉会



高 森 町 議 会

高森町議会会議録

1 2 月 1 2 日 (木)

(第 1 日)

平成25年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成25年12月12日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2 番 後藤 三治君

3 番 興梠 壽一君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成25年12月12日

至 平成25年12月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月12日（木）	本会議	議案審議・各委員会
12月13日（金）	休 会	各委員会
12月14日（土）	〃	
12月15日（日）	〃	
12月16日（月）	〃	各委員会
12月17日（火）	〃	各委員会
12月18日（水）	〃	
12月19日（木）	本会議	一般質問
12月20日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 決議第 1号 熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議について

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 5 議案第 59 号 町道の路線の廃止について
- 日程第 6 議案第 60 号 町道の路線の認定について
- 日程第 7 議案第 61 号 高森町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 62 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 63 号 高森町職員の修学部分休業条例の制定について
- 日程第 10 議案第 64 号 高森町職員の高齢者部分部分休業条例の制定について
- 日程第 11 議案第 65 号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 66 号 野尻総合センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 67 号 高森町観光交流センター条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 68 号 高森温泉館条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 69 号 高森町税条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 70 号 平成 25 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 71 号 平成 25 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 72 号 平成 25 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 73 号 平成 25 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 20 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町長 草村大成君 教育長 佐藤増夫君

総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	村上源喜君	住民福祉課長	橋本和則君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
会計課長	廣木富八君	政策推進課審議員	服部信一郎君
健康推進課審議員	沼田勝之君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	阿南一也君
税務課長補佐	佐藤幸一君	建設課長補佐	松本満夫君
教育委員会事務局次長	阿部恭二君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、12月を迎え、いよいよ師走ということになりました。天候のほうも例年以上、この寒気が非常に続く、そして雪等々の心配のほうもあるところではございます。気象庁等の予報を含めまして、しっかり事前に対応ができるようにしていかなければいけないかというふうに思っております。特に住民の皆さま、高齢者の方々は健康的なこの問題、この寒い中での健康の問題、そして先ほど申し上げましたように、雪による、寒さによる道路の状態、凍結等々の問題等々、心配もございますが、ぜひとも安心安全、そしてご健康に過ごしていただけることを願うものでございます。

さて、昨年、平成24年度は国の緊急経済対策がございました。ご承知のとおり、今年も、もう近々、閣議決定する予定ではございますが、ほとんど昨年と同じような、日程的には重複するような形になると思っておりますが、緊急経済対策として、補正予算約5兆円の規模の各種事業が展開されることというふうに言われております。私がかねてより申し上げておりますが、このスピード感と事前による弾込めをやっておかなければ、適確な事業を採択を得ることはできません。今後はすでに検討状態に入っておりますが、ぜひとも議員の皆さまのご協力をいただきたい。昨年以上にご協力をいただかないと、多分今回は非常に厳しいのではないかというふうに思っております。また、ぜひ各地域で長年止まっていた事業や、もしくは緊急的にやらなければいけない、特に災害の復旧復興においては、これは優先的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、ご承知のとおり現在、高森光ネットワーク株式会社さんが、事業を推進しておりまして、加入申込み受け付けや、回線工事、そして高森光テレビ局開設に向けて必要な事務、そして事業を進めております。この事業が円滑に進みますよう、今後とも町民の皆さまのご理解、ご協力、そして議員の皆さまのご理解、ご協力をいただきたいというふうに思っております。

最初に申し上げましたように、師走を迎え、大変議員に皆さま、公私共々ご多忙と思っておりますが、明るい平成26年の高森町が開けてまいりますよう、重ねてご理解、

ご協力を賜わりたいというふうに思っております。

今回、12月の定例会でご提案申し上げますのは、諮問1件、その他議案15件でございますが、ご審議の上、ご決定賜わりますようお願い申し上げます。12月議会定例会の開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成25年第4回高森町議会定例会を開会します。

なお、建設課長 工藤英二君、教育委員会事務局長 後藤正三君、農林政策課課長補佐 後藤健一君からは欠席届がっておりますので、報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 後藤三治君及び、3番 興柁壽一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長
の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成25年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月12日から12月20日までの9日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20
日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 決議第1号 熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第3、決議第1号、熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

それでは、熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

平成25年11月15日に衆議院を通過した公職選挙法改正案において、平成27年度の統一地方選から、都道府県の裁量により、変更された選挙区において選挙を実施することが可能となったことは、ご承知のことと思います。これまで阿蘇市区、及び阿蘇郡区にて、それぞれ1名ずつの定数設定がなされているが、地域実情、及び民意を反映した、住民主体の真の地方自治を目指すための選挙制度を設計するためにも、法の原則論に則り、本法改正案の原則である隣接している市町村による区割り設定、すなわち飛び地の解消と、基本的な生活基盤や公共交通網、また歴史的背景においても阿蘇五岳により南北で2分される、地域実情を鑑み、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、西原村、南阿蘇村、高森町の3自治体で構成される南阿蘇区と、阿蘇市、産山村、南小国町、小国町の4自治体で構成される、阿蘇小国区にて、それぞれ1議席ずつ区割り設定することは有意義であることはあきらかであり、今回の公職選挙法改正案の骨子では、隣接する町村の区域を合わせた区域、また人口要件としては1つの選挙区には議員1人当たりの人口の半数以上、1万8,546人が必要となっております。南阿蘇区の人口は2万5,480人、これは熊本県内最小選挙区2万4,378人を上回っており、選挙区割りの要件としてはクリアしていただくことを付け加えさせていただきます。さらに、この両区はそれぞれの地域情勢及び地域の民意を、十分に反映した施策を推進する基盤を構築できる絶好の機会と捉え、かつ両地域間の相乗効果に基づく、阿蘇地域全体の発展を見据え、現行の熊本県議会議員選挙区の阿蘇市区及び阿蘇郡区、それぞれ1名ずつの定数設定を西原村、南阿蘇村、高森町の3自治体で構成する南阿蘇区と、阿蘇市、産山村、南小国町、小国町の4自治体で構成される阿蘇小国区にて、それぞれ1議席ずつの区割り設定を要望するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

立山広滋君ほか8名から提出された、決議第1号、熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか8名から提出された、決議第1号、熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する決議については可決されました。

-----○-----

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について報告を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の白石吉勝氏は、1期3年に渡り、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成26年3月31日をもって満了するため、その後任として引き続き、高森町大字河原3561番地1、白石吉勝氏を推薦するものであります。同氏は人格、見識、識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。どうかご決定下さいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号についてを採決します。

本件については原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第59号 町道の路線の廃止について

日程第6 議案第60号 町道の路線の認定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第59号、町道の路線の廃止について、及び日程第6、議案第60号、町道の路線の認定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課課長補佐 松本満夫君。

○建設課長補佐（松本満夫君） おはようございます。

議案第59号及び議案第60号については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第59号、町道の路線の廃止については、路線番号99号、路線名牧戸線です。廃止区間は大字尾下字牧梨木2368番地先から、大字尾下字牧戸2594番地先、総延長1,065メートルです。本路線は以前から、地域住民の強い要望があっていた路線で、起点側、県道高森・波野線に接続しており、牧戸集落から、町道峰の宿・牧戸線を利用し、高森方面や草部方面への進行する場合、現在の町道牧戸線を利用すると、迂回するような状況となりまして、今回付け替え認定をお願いする区間が最短距離でもあることから、地域住民のほとんどがこの道路を利用しているのが現状であります。この町道の起点を変更するため町道の廃止をお願いするものであります。

続きまして、議案第60号、町道の路線の認定についてご説明いたします。議案第59号で町道の廃止をお願いいたしました、起点側交差点が鋭角で、見通しも悪く危険なことと、生活経済道路としての利便性も悪いため、起点を付け替え、起点を大字尾下字落川2474番地先、終点を大字尾下牧戸2594番地2先、なお終点側の地番の変更につきましては、字牧戸2594番地が分筆されているためのものでございまして、総延長1,026.5メートルに変更し、町道の認定をお願いす

るものであり、町道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、また町道の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、町道の路線の廃止について及び議案第60号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第61号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第61号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第61号、高森町課設置条例の一部改正について提案理由の説明の理由を申し上げます。

今回の条例改正は、公共施設を一元的に維持管理する部門を新設するものです。現在、庁舎管理をはじめ、社会教育施設、観光施設等の管理については、原課でそれぞれ管理しており、対応も各施設管理者の判断にゆだねられていることから、統一性、計画性のある管理が、困難な現状になります。施設管理の主体となっている、管財管理部門と組み合わせて、所管課の枠を超えた機能組織として、対処し、施設を全町的な視点で、一元管理するという体制を構築するものです。今回の条例改正は施設に関する情報を一元化、総合的に管理することにより、メンテナンスに重点を置いた維持・保全体制を整備することで、施設の耐用年数延長や、維持管理、コストの削減につながるものです。よろしくご審議のうえ、何卒ご賛同下さいますよう、お願いいたして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

この課設置条例につきましては、総務委員会所管でございますけれども、全町的な関係もございますので、お許しをいただいて質問したいと思いますのですが、よろしいですか。

○議長（田上更生君） はい、許可いたします。

○4番（芹口誓彰君） 許可いただきましたので、質問させていただきます。

今、町長からの説明のように、学校財産、それから普通財産、一元化して管理するというようなことで設けられた、ということで非常に結構なことだというふうに思っております。質問の第一点は、これまで入札関係も管財係のほうでやっていたと思いますが、引き続き入札関係につきましてもこの課で所管されるのか、ということと、もう一点は所管事務の中に環境衛生に関する事項というものが含まれておりますが、この部分を財産管理課で担当されるという理由があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） おはようございます。お答え申し上げます。4番 芹口議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札関係につきましては、現時点の検討といたしましては、この今、提案申し上げております新課ではなく、総務課総務係のほうで執行していこうというふうに考えております。また、環境部分につきましては、環境もいろいろございますが、家庭ごみ、それから企業関係、そういったものも全てこの課に統一すると、いうふうな考えでおります。そういうことで設置要項の中身につきましては検討しているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 環境衛生ということで所管をされるようでございますが、これまで課の組織規則をみますと、政策企画係の中で公害及び環境政策に関することが、政策推進課の分掌事務になっておりますが、こういったことで管財管理課のほうで環境衛生に関する事項ということになりますので、こういった部門については、やはり財産管理課のほうに移管されるのか。それから、現在野犬関係を農林政策課で、もっておりますけれども、この野犬関係についてはこういった環境衛生に関する事項

の中に含まれて、こっちのほうで管理をされるのかどうか、二点お伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。自席からお願いします。

○総務課長（岩下公治君） 4番議員さんの質問にお答えいたします。

環境衛生関係につきましては政策推進課に入っておりました。その部分を新課のほうに移管するという考えでございます。それから野犬の対応につきましては、これは課設置規則のほうの中には、實際上住民福祉課の中に入っておりましたが、実際上移管文言は入っておりませんでした。実際それもこの新しい課設置条例に提案いたしております課のほうに移管するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第62号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第62号、職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第62号、職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は地方公務員法に基づくものでありまして、時間外代休制度を導入することを規定するものでございます。この時間外代休制度とは、これまで月60時間を越えて時間外勤務をした職員に対して、労働基準法第37条第1項の規定に基づき、割増率を引き上げて時間外手当を支給することといたしておりましたが、この時間外勤務手当の支給に代えて、時間外代休時間を職員に与えるという制度でございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し

上げ説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第63号 高森町職員の修学部分休業条例の制定について

- 議長（田上更生君） 日程第9、議案第63号、高森町職員の修学部分休業条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

- 総務課長（岩下公治君） 議案第63号、高森町職員の修学部分休業条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は地方公務員法の規定に基づくものでありまして、現在の分権型社会におきましてはますます高度化、複雑化する社会情勢となっており、その中で様々な課題に迅速かつ適切に対処できる人材が求められているということをご承知のとおりでございます。したがって、職員自らの意思に基づき、自らの希望する内容の大学等での学習、研究をしたいという職員も出てくるということは考えられます。これらの職員の要望に基づき休業を与えることができるというものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。上げ説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第64号 高森町職員の高齢者部分休業条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は地方公務員法の規定に基づくものでありまして、地域と一体となって生活している市町村職員の、定年退職後の人生を円滑に送るということを目指し、ボランティア等の地域活動等に使える時間を積極的に創出することができるように支援しようというものでありまして、定年退職5年前から定年退職までの間、勤務時間の短縮を可能にするものを目的としたものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第65号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務

等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現在の高森町消防団員の定数は290名となっておりますが、年々団員数が減少しており、特に草部、野尻地区にあつては団員の確保に苦慮する状況が続いております。本条例改正の目的としましては、この状況の打破と今後の消防及び防災対策の一環として、消防団員に機能別団員制度を導入しようとするものであります。この機能別団員制度とは、火災や災害等の有事の際のみ出動することを目的とし、消防団OBを機能別団員として高森町消防団に再加入を可能とするというものであります。第12条において年額1万円の報酬を規定いたしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第65号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第66号 野尻総合センター条例を廃止する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第66号、野尻総合センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第66号、野尻総合センター条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

野尻総合センターにつきましては、昭和54年4月から野尻林業センターとして、そして平成17年12月からは野尻総合センターとして会合や健診、イベント会場等々、地域振興の核となる施設として利用されてまいりました。しかしながら、平成11年11月に開館をいたしました朋遊館がその役目を担うようになり、現在建築後34年、老朽化した今日では、利用も年間に5日程度という状況にあります。このため町としましても、同センターの利活用やその処分等について、地元協議会

と協議を重ねてきたところではございますが、最終的に地元協議会におきまして、アンケートも取られておりますが、解体やむなしとの結論となり、平成25年3月6日付けの各戸配付文書により、地元協議会会長名で津留1、2地区及び野尻1、2地区の皆さまへ周知をされたところでございます。このような状況の中、町といたしましても今後の取り扱いを苦慮いたしておりましたところ、現在進めておりますところの高森光ネットワーク関係の事業実施において、関係企業から野尻総合センターの土地を資材、そして機材置き場として利用活用したいという意向が寄せられたため協議を続けてまいりましたところ、土地建物を無償で譲り受ければ建物は取り壊し、土地全体を事業のために有効活用すると共に、地域の要望等も尊重した利活用を行いたいとの要望が寄せられたことによりまして、検討を続けてきたところでございます。同センターの解体費用等を考慮いたしますと、土地建物の無償譲渡は適当であると判断しているところでもありますが、譲渡にあたっては行政財産から普通財産への転換が必要となりますことから、今回の本条例廃止について提案を申し上げるところでございます。なお譲渡規約等につきましても、議会の議決が必要でございますので、今後の議会において提案をいたすということで検討を計画をいたしております。何とぞご審議の上、ご決定いただきますようお願いしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第67号 高森町観光交流センター条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第67号で提案いたしました、高森町観光交流センター条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

高森町観光交流センターはご存じのとおり、国土交通省の町づくり交付金事業で、平成18年に完成したものでございますが、その管理につきましては平成18年、平成19年度は直営、その後2期6年に渡り、高森町観光協会が指定管理者として管理運営を行っているところでございます。今回、平成26年3月31日をもって、指定管理期間が満了しますが、現在の規定によれば指定管理者の指定の手続きに関する条例により、公募の上、指定管理者を選定することになります。そもそも町づくり交付金事業は平成22年に実施された会計検査でも指摘があつており、その目的が観光客と地元住民が交流する場を創出するため、また情報の発信のための施設であり、過去2回、平成20年と平成23年ですけど、指定管理の応募者をみた場合、明らかにその目的を逸脱したような団体からの申請が挙がっており、目的外使用を懸念していたところでもあります。したがって、今回の指定管理者の選定においては条例改正で、町長が特別の事情がある場合は指定管理者の選定を行うことができるものとするとし、観光関連の団体を選定しようとするものであります。それでは新旧対照表をみていただきたいと思います。

右側の欄が改正前、左側が改正後ですけど、第10条の指定管理者による管理の条文の中で、第2項の2行目ですけど、町長が特別の事情があると認めるときは、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例、括弧内は省略します。第3条の規定に関わらず、指定管理者の選定を行うことができる、を追加すると共に、第3項でその選定方法については、町長は選定を行おうとする法人、その他の団体と協議し、総合的に判断するものとする、を同じように追加するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第68号 高森温泉館条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第68号、高森温泉館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第68号、高森温泉館条例の一部改正についてご説明する前に、高森温泉館の運営の方向性についてご説明をさせていただきたいと思っております。

高森温泉館は平成24年4月から、それまでの指定管理者による運営から町が直接運営する形態、いわゆる直営にして広報誌等を通じ、収入や費用等に関する情報をお知らせしてきました。町民の皆さまにはそれらの結果も参考にさせていただきながら、今後の高森温泉館運営に関するアンケートにお答えをいただいたところでございます。そのアンケートの結果であります。まず温泉館は運営を続けるべき、との問いに対して、「はい」との回答が69.9%でありました。その理由としては、例え赤字が発生したとしても福祉や健康増進、観光面から温泉館が必要といった意見がみられました。しかしながら、一方では運営を続けるべきではないという回答が31.1%あり、その理由では赤字運営に対する大変厳しい、詳細な意見が多くみられたことがございます。また、どのように運営すべきかということの問いに対しては、町が直接運営すべきという回答が46%。民間委託すべき23.3%。売却すべき23%。閉館すべき7.1%でございました。民間委託、売却との回答の理由としては、とにかく赤字の改善が必要である。民間のノウハウを活かすべきであるといった、共通した意見が数多くみられました。この赤字改善や民間活用という視点で民間委託及び売却を望む割合を合計すれば46%となり、直営での運営継続を望む割合とほぼ同じです。

以上の結果を考慮すれば、温泉館の運営を継続するとしても、できるだけ、できるかぎり赤字を削減する組み合わせを併わせて進めていかなければならない必要性がございました。一方で平成24年4月以降、町が直接経営に関わってきましたが、民間経営ノウハウがない中での運営は大変厳しく、赤字の削減を進めるとしても限界がある上、またサービス業として観光業として運営していく従業員の確保にも苦勞しているのが現状でございます。

以上のアンケート結果や、約1年8カ月に渡る直営での運営実績を踏まえ、平成

26年4月から高森温泉館の運営を指定管理者による運営とし、平成26年1月から指定管理者を公募することとしたいというふうに思っております。指定管理料につきましては直営での収支等を考慮して、年間1,900万円としたいというふうに思っております。この件につきましては議案第70号、一般会計補正予算でご審議をしていただきたいと、いうふうに思っております。

さて、議案第68号、高森温泉館条例の一部改正でございますが、今回のアンケート結果を踏まえ、温泉館の運営安定を図るため、入館料に関する規定の見直しをご提案申し上げたいと思います。なお、その詳細については担当課の課長からご説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第68号で提案いたしました、高森温泉館条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

高森温泉館はご存じのとおり、平成6年の開館以来、平成6年から平成11年までの6年間は直営で、その後平成12年から平成17年までの6年間は組合委託。平成18年から平成23年までの6年間は指定管理、その後平成24年、平成25年と直営で運営してまいりました。なお、入館料につきましては平成6年の開設以来、料金改定は行っておりません。今回、先ほど町長のほうからご説明がありましたように、温泉館に関するアンケートを踏まえまして、平成26年度から指定管理者に管理を委託する方法で事務を進めており、少なからず収入増を図るために、今回料金改定を行うものであります。新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後ですけど、基本的には阿蘇郡内の温泉施設を参考に、また利用者の負担増を最低限に抑え、町内外の料金を原則統一することにより、より明確な料金体系を目指しております。なお、収入減も考慮し今回改正しております。まず改正前、新旧対照表で右側のほうですけど、改正前は子ども、大人、3歳以下、高齢者、障害者の順番になっておりましたが、改正後は年齢の若い順に並び変えております。まず乳幼児、つまり3歳以下につきましては、町内外関係なく改正前と同じ無料としております。次に子ども、つまり4歳以上、小学生までですけど、改正前は町内100円、町外200円を町内外関係なく150円と大人料金の半額としました。大人、中学生以上から69歳までですけど、改正前は町内200円、町外400円を、今回の改正で町内外関係なく300円としました。なお、高齢者70歳以上につきましては、改正前は町内100円、町外400円でしたが、町内150円、町外300円としております。障害者につきましては改正前は障害

の程度に応じて町内無料と100円でしたが、町外は障害者割引がなく400円ということになっておりました。改正後は障害の程度区分をなくしまして、身体障害者手帳または療育手帳の提示があれば町内外とも同じ150円とするものであります。高齢者のみが町内町外料金が異なっておりますが、これは南阿蘇村の施設と統一したこと、また町内の高齢者の負担増をできるだけ抑えるための措置であります。料金の設定につきましてはいろいろ試算を行いましたが、先ほども申しあげましたとおり、料金を改定したことによる利用減をできるだけ抑え、また利用者負担を最小限にすることを念頭に置き、この料金体系に落ち着いて提案したものであります。以上、説明申しあげましたが、ご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申しあげ説明いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。皆さんおはようございます。

先ほどから町長からの説明等を聞きまして、私も前に一般質問のほうでも温泉館の管理運営は今後どうしていくのかということを出していたのですが、アンケート調査等も実施をされて、先ほどの説明も受けまして、なるほどな、と納得いたしました。その中で今度指定管理会社のほうに選定をされるということでございますが、選定をする場合、また委員会等をまた新たに設置されるのか。またその指定管理会社がまた経営をされるときに、宿泊レストラン等はできるのか。その2点を。

○議長（田上更生君） 1番議員。一般会計補正予算の中で債務負担行為等が提案されますので、今の質問についてはそのときにご答弁をいただきたいというふうに思いますので、そのときに再度ご質問お願いいたします。よろしいですか。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

○議長（田上更生君） よろしく願いいたします。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第69号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第69号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 議案第69号で提案いたしました、高森町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、平成25年度地方税法の一部改正に伴いまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものであります。主な改正内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表1ページをお開き下さい。

第47条の2につきましては、公的年金等にかかる個人の町民税の特別徴収の一部改正でございます。現行制度では特別徴収対象年金所得者が他の市町村へ転出した場合、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切り替えていましたが、今回の改正で引き続き特別徴収が継続できるものとするものであります。続きまして新旧対照表2ページをお開き下さい。

第47条の5につきましては、年金所得にかかる、仮特別徴収税額等の一部改正でございます。市町村が特別徴収対象年金給付の支払いのときに、特別徴収の方法によって徴収する年金所得にかかる、仮特別徴収税額を、年間の徴収税額の平準化を図るため、前年度分の本徴収税額から前年度分の年税額の2分の1に相当する額とするものでございます。年金関係につきましては、平成28年10月1日から施行するものでございます。続きまして、新旧対照表3ページをお開き下さい。

附則第16条3につきましては、上場株式等にかかる、配当所得等にかかる町民税の課税の特例の一部改正でございます。金融所得課税の一本化に伴い、公社債等

の利子等に対する課税方式を見直すものであります。これまで利子所得等につきましては、源泉分離課税方式でありましたけれども、平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等の所得については、申告分離課税方式に変更になり、規定の整備を行うものであります。

続きまして、新旧対照表5ページ、附則第19条、一般株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例の一部改正及び新旧対照表7ページ、附則第19条の2、上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる、個人の町民の課税の特例の改正につきましては、関連がありますので一括で説明いたします。

現行制度では株式等にかかる譲渡所得等の分離課税につきましては、上場株式等の配当等でありましたけれども、今回の改正により、上場株式等にかかる譲渡所得等の特定公社債等及び一般株式等にかかる譲渡所得等一般公社債等も分離課税に改組することとなり、規定の整備を行うものであります。新旧対照表20ページをお開き下さい。

附則第20条の2につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例の一部改正であります。現行制度では条約適用配当等は分離課税の対象ではありませんでしたが、今回の改正により特定公社債等の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第70号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第70号でご提案いたしました、平成25年度高森町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、地域の元気臨時交付金の採用事業としまして、町道牧戸線の改良工事。通学路の安全を確保するための街路灯整備事業。また小中学校スクールバスを効率的に運行するための14人乗り小型バスの購入などがございます。総額9,055万8,000円を増額し、予算の総額を49億1,590万7,000円とするものでございます。それではまず5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為補正につきましては、先ほど議案第67号と68号でご説明いたしました、高森温泉館と高森町観光交流センターの指定管理業につきまして、それぞれ1年間の限度額を設定するものでございます。6ページをお開き下さい。

第3表、地方債補正につきましては、地方交付税の振り替えとなります臨時財政対策債の額が確定しましてに伴い、限度額を1億6,000万円から1億5,237万2,000円に減額するものでございます。次に9ページから歳入予算についてご説明いたします。

第1款、町税につきましては就任後、一昨年、昨年と税務課長をリーダーとした全庁挙げてのプロジェクトチームを設けて、徴収強化対策に取り組んできておりますが、その成果により個人及び法人町民税並びに固定資産税の滞納繰り越し分について、それぞれ滞納者などから納付があったことにより増額するものでございます。

第14款、国庫支出金の教育費国庫補助金につきましては、スクールバス購入費補助金を新たに計上いたしました。10ページをお開き下さい。

同じく国庫支出金の地域の元気臨時交付金につきましては、本町への交付額が確定したことによるものでございます。

第15款、県支出金の民生費県補助金におきましては、子ども子育て支援法の制定に伴い、システムの改修や住民移行調査等に関わる補助金として350万円を計上しております。同じく農林水産業費県補助金の林業振興費補助金では、阿蘇森林組合と熊本県林業公社が行う森林整備地域活動支援交付金事業のうち、作業路網の改良活動については、本交付金から分離され、新たに創設された持続的な森林経営の確立総合対策事業補助金事業を行うことから、その補助金を計上するものでございます。また、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金につきましては、阿蘇森林組合が実施する高性能林業機械等の導入を行う事業に対する補助金でございます。次の高森町森林・林業・木材産業基盤整備交付金事業補助金につきましては、林道

下山・久保線の整備に伴う補助金でございます。

第18款の繰入金につきましては、今回の補正の財源として、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

12ページの第21款、町債につきましては、先ほど地方債の説明でご説明いたしました、臨時財政対策債の確定に関わる減額補正でございます。次に13ページから歳出予算の主なものについてご説明をさせていただきます。

第3款、民生費の障害福祉費におきましては、平成24年度の実績に伴う障害者自立支援給付費等の国庫及び県補助金の返還金を計上いたしました。14ページの児童福祉総務費におきましては、子ども子育て支援法の制定に伴い、新制度に対応するためのシステム改修や、子育て支援センターの開設に向けた施設の改修経費と3カ月分の賃借料を計上しております。15ページ、農林水産業費の林業振興費では、負担金補助及び交付金におきまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金を計上いたしました。県から上乘せ分として交付される、緊急捕獲等対策事業につきましては、6月の定例会で補正予算をご承認いただき、現在実施中であり、その成果もあり、捕獲頭数が例年を大きく上回る状況でございます。今回の補正は上乘せ前の予算、つまりベースの部分が不足することから、単独分の予算を計上するものでございます。16ページをお開き下さい。引き続き林業振興費の負担金補助及び交付金で計上しております、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金につきましては、阿蘇森林組合における高性能林業機械とトラックの導入に伴う事業の補助金として、県補助金と同額を計上いたしました。

商工費の商工振興費では、通学を安心安全街路灯整備事業を計上しております。10月の臨時会でご承認いただきました、商店街町づくり事業は経済産業省の補助事業で実施するものでありますが、国が要項で示している商店街の範囲は現状、本町では商店街として非常に厳しい範囲と考えておりましたが、今回特別な事情によりご採択をいただいたという経過がございます。したがって、今まで曖昧であった高森町の商店街の範囲が明確になり、今後も商店街の活性化策の基礎となるものができたのではと感じている次第でございます。しかし商店街から一步入った小さな路地などは通学路として使われていることもあり、防犯と安全性の確保の上から今回単独事業により街路灯を整備するものでございます。

土木費の道路新設改良費では、先ほど議案第59号と60号でご審議いただきました、町道牧戸線の付け替え工事に伴う、測量設計委託料と工事請負費を計上いたしました。

17ページの第9款、教育費の事務局費では14人乗りスクールバス5台分の購入費を計上いたしました。路線バスやスクールバスの効率的な運行につきましては、高森町公共交通会議により検討してまいりましたが、スクールバスと路線バスを共用することは現時点では難しいという判断をし、東小中学校用として購入するものでございます。

小学校費の学校管理費では、中央小学校低学年棟のサッシ取り替え修繕工事を行うための修繕料を計上しております。

18ページの社会教育施設費では、大雨のときなどの雨漏りが10箇所以上確認されております、草部生涯学習センターの防水工事設計委託料を計上いたしました。

19ページ、災害復旧費の農地等災害復旧費では、農地災害と河川災害の同時施工箇所の災害復旧工事のため、単独事業分として実施する必要があります。災害復旧事業費を計上させていただきました。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定賜わりますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

先ほどは条例の中で質問をいたしましたことは、お詫びいたします。5ページになりますが先ほどの質問と重なりますけど、指定管理会社の選定をする場合、委員会等を設置されるのか、またこの経営をされた場合、温泉館の指定管理を選定する場合に指定管理会社を選定する場合の委員会等の設置と、またこの管理会社が宿泊とかレストラン等をやりたいと言った場合の対応策をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員からのご質問にお答えいたします。

指定管理の協議会をつくられるのか、ということですけど、指定管理の審査には指定管理候補者選定委員会というのが条例であります。ですから、応募がありましたらその委員会で審査して決定することになります。あくまでもその委員会で決定したことは町長のほうに答申いたしまして、その後町のほうで決定するという運びになります。

それから施設について、増築とか模様替えのことだと思いますが、これにつきましては協定書の中で、まずはこちらから出す募集要項の中でそういうふうなことが

必要であれば申請を出して下さいというようなことを書いております。その申請に基づき、うちのほうから許可をして、例えば模様替えとか増築とか許可することになっております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第71号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第71号でご提案申し上げました、高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算書の6ページをご覧ください。

今回の補正は、平成24年度の国民健康保険療養給付金にかかります国庫負担金について、先日厚生労働大臣より、実績額の決定がありましたことにより、超過して交付を受けておりました分を返還するために計上したものでございます。なお、この分につきましては予備費により調整することといたしましたので、歳入歳出総額についての増減はございません。

以上、ご説明申し上げましたけども、ご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第72号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第18、議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

- 健康推進課長（村上源喜君） 議案第72号でご提案いたしました、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

今回の補正は、熊本県後期高齢者医療広域連合より、平成25年度の後期高齢者医療広域連合の金額について決定通知がありましたことにより、当初予算額よりも不足する部分を今回計上させていただきました。なお、この分につきましても予備費で調整いたしましたので、歳入歳出総額についての増減はございません。

以上、ご説明申し上げますが、ご審議賜わり、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第73号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第19、議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第73号で提案いたしました、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ273万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,388万円とするものでございます。それではその概要についてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

歳入、第3款、国庫支出金、介護給付費負担金の現年度分を795万3,000円減額いたします。

第4款、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分を1,434万7,000円増額し、地域支援事業支援交付金の現年度分を49万8,000円減額いたします。

第5款、県支出金、介護保険給付金を348万5,000円減額し、第6款、繰入金、その他一般会計繰入金の現年度分を32万4,000円それぞれ増額いたしております。以上の補正は、平成25年度分の交付決定によるもの及び需用費の増額でございます。次に7ページをお開き下さい。

歳出につきましては、今年度の見込み額等により調整を行ったものでございます。

第1款、総務費の総務管理費、使用料及び賃借料につきましては、国保連合会とのデータ通信費の不足が見込まれることにより、7万2,000円を増額するものでございます。介護認定審査会費の役務費につきましては、主治医意見書作成料の不足が見込まれますことから、25万2,000円を増額いたしております。なお、7ページ中段から9ページ上段までは平成25年度分歳入に伴う財源を組み替えを行っております。

第5款、地域支援事業、包括的支援事業につきましては、補助事業実施に伴い、受講者の増加による予算組み替えをいたしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第20、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

12月13日から12月18日までは休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月13日から12月18日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

散会 午前11時45分

1 2 月 1 9 日 (木)

(第 2 日)

平成25年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成25年12月19日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	立山 広滋	この一年を振り返って	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月から12月までの1年間をいくつかのポイントに絞って ① 昨年発生した九州北部豪雨に伴う災害復旧の現状と今後の課題。 ② 国の経済対策に伴う本町事業の進捗状況。 ・ その他に総括すべき事項及び来る年を迎えての抱負。
		平成26年度予算編成を迎えて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度予算は選挙の年であり骨格予算となることを踏まえて ① 編成に当たって町の財政状況を十分に分析し編成作業に加味されると思うが現状の財政状況は一般会計を中心にどういった状況か。 ② 実質上任期最後の予算編成となるが最大のポイントは何か。重点事項として何か指示されているか。
3番	興梶 壽一	一般職員給与の臨時特例に関する条例について	<ul style="list-style-type: none"> ① 阿蘇郡内において、給与減額支給措置を行っていない市町村は。また、その理由は。 ② 地方交付税の減額見込み額は。 ③ 給与減額支給措置の今後の取り扱いについて。期間の前倒しの考えは。

3 番	興梠 壽一	草原性動植物の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ① 捕獲・採取を禁じている希少野生動植物の種類は ② 町内に県が指定する捕獲・採取を禁ずる区域は。 ③ 保護活動に向けた地域住民の意識を高めるための取り組みは。 ④ 高森町の町花として今後の保護・保全対策について（県との連携）
1 番	宇藤 康博	情報通信基盤整備事業の詳細と今後は	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報通信基盤整備事業について、町民への周知、理解は。 ② 契約予想世帯数とデタポンの現在の町内視聴率は。 ③ 各避難所や消防小屋等の対策は。 ④ 企業等対策は。 ⑤ 行政放送の具体的内容は。 ⑥ 10年後は契約が終了するが、その後の運営計画は。
9 番	三森 義高	県立高森高校と高森町の連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 少子化のため、高森町を含む南阿蘇村の生徒数激減対策。 ② 通学に対する方法は。
		T P P 問題と高森町の農業は	<ul style="list-style-type: none"> ① 高森町の農業形態の見直しは ② 後継者激減する中で農地を守る対策は。
		森林整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 木材価格の低下に伴い間伐と災害について

2 番	後藤 三治	防災と見守り	① モデル地区自主防災組織の取り組み状況。 ② 災害時要援護者避難支援体制の整備状況と要援護者を主体とした防災訓練。 ③ 民生・児童委員の役割。 ④ 情報通信基盤整備の高齢者見守りサービスとは。 ⑤ 研修事例紹介と町の考え。 (石川県輪島市)
6 番	森田 勝	「日本で最も美しい村」連合加盟について	① 最も美しい村とは。 ② 今後の町としての取り組みは。 ③ 行政として住民に対してどのような取り組みをされるのか。 ④ 住民全体による奉仕作業等の計画は。 ⑤ 看板等の設置の考えは。 ⑥ 町づくり協議会設立の考えは。 ⑦ 今後の町づくり、地域づくりの取り組みは。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 番 宇藤康博君 | 2 番 後藤三治君 |
| 3 番 興梠壽一君 | 4 番 芹口誓彰君 |
| 5 番 立山広滋君 | 6 番 森田勝君 |
| 7 番 田上更生君 | 8 番 甲斐正一君 |
| 9 番 三森義高君 | 10 番 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

- | | |
|------------|--------------|
| 町長 草村大成君 | 教育長 佐藤増夫君 |
| 総務課長 岩下公治君 | 政策推進課長 甲斐敏文君 |

健康推進課長	村 上 源 喜 君	住民福祉課長	橋 本 和 則 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
会 計 課 長	廣 木 富 八 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君
健康推進課審議員	沼 田 勝 之 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君
健康推進課長補佐	新 井 堅 太 郎 君	住民福祉課長補佐	阿 南 一 也 君
税務課長補佐	佐 藤 幸 一 君	建設課長補佐	松 本 満 夫 君
教育委員会事務局次長	阿 部 恭 二 君	監査事務局長	安 方 含 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	丸 山 雄 平 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） これから、本日の会議を開きます。

なお、建設課長 工藤英二君、教育委員会事務局長 後藤正三君、農林政策課課長補佐 後藤健一君からは欠席届がっておりますので報告いたします。

お諮りします。

お手元に配布してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 皆さん、おはようございます。5番 立山です。早速質問に入らせていただきます。

私はこの一年を振り返ってということで、平成25年度ではなく、平成25年を振り返ってということで質問をさせていただきます。

まず、昨年発生しました九州北部豪雨に伴います、災害復旧の現状と今後の課題についてお伺いします。残念ではありますが、未だにお一人の方が行方不明ということであります。さて、今回の災害では根子岳を中心に大きな被害が発生したところですが、特に中原地区上流と上色見地域の河川を中心として被害が出ております。今年それを起点とした被害の拡大がなかったことは、不幸中の幸いでありました。そこでお伺いします。今回の災害に対して様々な形で復旧が行われていますが、この1年でどのように進んで、現状どうなのか。課題を含めて見通しはどうか、土木及び農林関係についてお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長補佐 松本満夫君。

○建設課長補佐（松本満夫君） 5番 立山議員の一般質問にお答えいたします。

九州北部豪雨に伴います災害復旧の現状につきましては、まず公共土木災害復旧事業については、河川10件、道路24件の合計34件が発生しておりまして、全件激甚指定となりまして、通常66.7%の補助率が78.8%のかなり高い補助率

を受けまして、平成24年度において32件の復旧工事が完了しております。また事業費におきましては1億1,027万4,740円に対しまして、8,065万4,000円の国庫金が充当されております。また河川1件、道路1件を平成25年度に繰り越しており、事業費が1,736万5,000円に対しまして、国庫金が1,368万3,000円の充当がされており、復旧工事はすでに完了しております。なお過年債災害復旧事業として災害査定で橋脚部分の補助金充当が認められたことにより、橋台の設置工事に合わせて護岸工事の合併施工となっております、町道中園老良原線の老良原橋の災害復旧工事2,845万円は現在施工中であります。公共災の進捗状況としましては過年債を除き全て竣工しております。

次に農地等災害復旧事業についてご説明申し上げます。農地7件、農業用施設7件の全体で14件発生しております、公共災同様、激甚災害指定を受けまして、施設におきましては99.1%、農地におきましては95.8%の相当高い補助率となり、平成24年度において12件を施工し完了しております。事業費約4,675万円に対し、約4,436万円の補助金が充当されており、2件を残し平成25年度に繰り越しております。繰り越となりましたのは、色見地区と河原地区の施設の復旧事業で、事業費は現在のところ約4,900万円、補助金で約4,863万円を予定しております。色見地区については竣工しておりますが、河原地区につきましては推定した掘削深度では十分な水量確保ができなかったため、工法変更等を農政局及び財務局と現在協議中で、3月の竣工を目指しております。農地等災害復旧事業の進捗状況につきましては繰り越し事業の河原地区を除き全て竣工しております。

続きまして、林道災害復旧事業につきましては、全体で5件発生しており、公共災及び農災同様、激甚指定となっており、高い補助率の94.3%で2件を繰り越し事業とし施工し、事業費2,265万134円に対し、2,135万7,000円の補助金が出ており、全て竣工しており、町が工事を行います災害復旧費の事業費の総額は約2億7,000万円となっております。また熊本県の公共土木施設の災害復旧についても、道路15カ所、車道施設19カ所は行われ、2件を残し完了しております。また車道や治山の堰堤工事も計画的に進められており、特に平成25年度から3年間に渡り工事を行います車道激特の指定に向けて町長が努力を重ねられた結果、上色見の小七河原川流域は激特指定となり、中原地区の上流に車道激甚災害対策特別緊急事業にて、事業費約1億9,000万円でスリットダムを整備することとなり、地域住民への工事概要説明会も先月終わったところです。更に住民の不安を取り除くため、昨年豪雨災害により中原橋では、大量の立木が川を塞ぎ止

めたことで周辺地帯に被害が発生しましたことから、今後の危険性等を考慮し、橋梁の嵩上げを含めた改良工事、なお中原橋の上流におけるスリットダムを設置により補助採択が非常に厳しい状況でありましたけれども、町の強い要望が伝わり、結果的には補助率の高い交付金の採択を受け、効率的な改良工事を平成25年度で設計し、平成26年度で工事する予定となっております。事業費につきましては計画1億円です。前原地区についても甚大な被害があったわけですが、前原谷川におきましても、降り始めからの水の到達が以前よりも早くなっておりまして、また川の側方の浸食も激しくなっており、町道天神前原線の河床路、及び沿線の拡幅を含めた一体的整備を長年に渡り幾度か地域からも要望があつておりました箇所、昨年の九州北部豪雨災害以降、地域からの熱心な要望や緊急性が県に認められまして、近年例を見ない高額な予算が配分され、上色見川の中原橋上流の未設置護岸解消工事と合わせまして、平成26年度までの事業費2億円、町の負担で10%の単県砂防事業も決定しており、こちらにつきましても地元説明会を終了し、本格的に今後事業が進んでいきます。しかしながら災害復旧が進められている中、本年7月26日から30日に発生しました豪雨、特に26日の時間雨量80ミリ以上のゲリラ豪雨では、再び地域住民が不安と恐怖を感じられまして、住民の生命財産を脅かす現状でありました。今年も7月の梅雨時期に雨により災害が発生しており、河川4件、道路11件の公共土木災害復旧工事15件の設計額約3,500万円、農地等災害復旧工事費では農地4件、農業用施設7件の合計11件で約1,500万円、林道災害復旧工事では3件で約900万円となっており、査定も全件終了し、約6,000万円の災害復旧工事を予定しております。課題としましても、災害復旧工事と併せ、防災等緊急経済対策に絡ませた事業が数多く計画されていることもありまして、災害等緊急的なものなど、期間限定で発注が同じ時期に集中することから、本町ばかりでなく業者不足等が課題となっております。工事では工期を守り、安心安全な施工をするための専門的な技術や経験など施工管理能力、施工能力が重要であることから、今後も原則、県に準じたランク付けによる指名入札を継続しながら地場産業の育成と合わせまして業者のほうも努力していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、自席から失礼いたします。

今、担当課長補佐のほうより詳細にご答弁いただきましたけれども、安心安全が

行政に課された大きな仕事の柱でありますので、今後ともしっかりした対応をお願いしておきます。

次に、今回国においては、消費税増税に備えて5.5兆円規模の新たな経済対策を実施することですが、私は前回の経済対策により実施されました、本町における事業の進捗状況においてお伺いします。そのほかに総括すべき事項及び来る年を迎えての抱負も併せてお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 立山議員のご質問にお答え申し上げます。

国の緊急経済対策に伴う本町事業の進捗状況というご質問でございます。ご承知のとおり国の経済対策事業につきましては、県下、自治体の中でも上位となる採択を受けて実施いたしておりますが、平成24年度繰越し事業の主なものといたしましては、団体営農業農村整備事業、これは草部地区隧道工事でございますが、先般の臨時議会で契約締結の議決をいただき、現在完成に向けて急ピッチで事業が進められております。また道路路面性状調査、道路付属物点検調査、道路防災点検につきましては完了いたしております。

平成25年度事業の主なものといたしましては、団体営農業農村整備事業、これは芝原地区溜池改修の工事でございますが、順調に着手し、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業、これは色見総合センターの太陽光パネル発電事業にかかる整備事業でございますが、同じく円滑に事業を推進いたしております。

平成25年度及び平成26年度事業として採択いただいております、色見保育園の改築事業におきましては、設計委託契約を締結いたし、現在設計業務を進め、平成26年度中の早期に完成をすることを目指して進めているところでございます。そのほかこれから着手する事業もございしますが、年度末までの完了を目指して、それぞれ事務事業を進めております。

以上、国の経済対策に伴う本町事業の進捗状況につきまして概要をお答えいたしました。なお今後の統括すべき事業につきましては町長より答弁申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 改めまして、おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

5番議員のご質問の国の経済対策に伴う高森町の事業の進捗状況、その中で今、事務方のほうが説明をさせていただきました。そのほかに総括すべき事項及び、今、

来年を迎えての抱負ということですが、総括するとなると、まず1番のことに関しまして言いますと、やはりまだ災害のあとの行方不明者の方が見つからない、本当にその思いは毎日持っております。それと個人的に申し上げまして、この復旧復興に関しましては私は全力でやってきました。正直言って無我夢中でやったのが事実でございます。やっぱり蒲島知事が言われる創造的な復旧復興を成し得るためにはお金もいります。予算があって予算がいり、予算があるということはその前段で国の指導や県の指導、そして採択があつての予算、そして予算を確定していただく、議決していただく議会の承認、ご協力があつて初めてできているものというふうに思っております。すなわち無我夢中でやっていく中では、やはり今日私の横に課長さんたち、皆さん管理職いらっしゃいますが、なかなか話し合いをもつて進めていくということができないくらい期間がないこともあります。トップダウンでどんどんやっていくやり方、どんどん事業を推進していくやり方に、いささかこれでいいのかなと、ちょっと立ち止まって考えなければいけないのではないかと、という行政経験が長い職員の方もいらっしゃると思いますが、結果といたしましてはやはり私についてきていただいて、大変感謝をしたいというふうに思います。今1階のほうでも職員が働いておりますが、やはりこの災害の復旧復興に向かってはいろいろあるとは思いますが、やはりとにかくスピード感をもってやるんだということに最終的には賛同していただいて、休みの日もやっていただいた方も大多数ですので、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。先ほど建設課長補佐、松本課長補佐の答弁にもありましたように、やはりこの災害の復旧復興を続けていくためには非常に予算等に限界がありますので時間が短くなります。工事の期間も短い、考える時間も工事の期間も短くなる。そういうときにやっぱり大事なことは地域の住民の皆さんの理解、町民の理解が1番ではないか、そしてそれは民間業者の理解も1番ではないかというふうに思います。やはり工期は短い、考える時間も短い、しかしながら待たなしでやっていかなければいけない。そういうときにどうしても必要なものはやっぱり町民の地域の方の後押し、声であつて、そしてまた議会議員さんの協力が必要、更に来年はそれを加速していかなければいけないので、ぜひとも議員さんにおかれましてはご協力のほどお願いしたいというふうに思っております。今回、去年と同じような日程で緊急経済対策が行われますが、これは市町村の内、特に過疎地域にかなり重点に配分される、採択されるというふうにお聞きいたしております。当高森町は県内で1、2の被災地でもありますし、そしてまた災害の復旧復興に向けてまだ向かっているところでございます。もちろん復

旧工事も絡めて、この緊急経済対策で更なる安心安全を確保できる工事や事業に関して、この採択を得てやっていかなければいけないというふうに思っております。まずもって抱負というよりも、この災害後のこの1年以上の動きについてきていただいた職員に感謝を申し上げますと共に、協力をしていただいた議会の皆さま、そして理解をしていただいた町民の皆さまにお礼を申し上げたいと、これで答弁とさせていただきますというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 安倍総理は今回の経済対策については一過性の対策ではなく、まさに未来への投資だ、と話されております。本町におきましても、まさしくそのような経済対策となりますよう希望するものであります。

次に平成26年度予算は平成27年度が統一地方選挙の年となりますので恐らく、骨格予算となるものと思いますが、そうしますと今期在任期間最後の年間予算となるわけであります。そのあたりを踏まえて質問させていただきます。

予算編成にあたっては、私が申し上げるべくもなく財政状況を分析され、編成作業に加味されると考えますが、現状として町の財政状況はどうか、一般会計ベースで答弁願います。

○議長（田上更生君） 財政係長 岩下徹君。

○総務課財政係長（岩下 徹君） 町の財政状況について、一般会計をベースに答弁を、ということでございますので、私のほうからご説明を申し上げます。

財政状況の説明の際には、一般的に様々な指数や金額などの数値を用いて説明するものでございまして、本町におきましても前年度、つまり平成24年度の決算に基づく財政状況等を、先の9月の定例会の際に普通会計決算概要書にまとめてご報告しましたとおりでございます。また本年度の当初予算を提案の際には、一般会計当初予算概要書の中で一部触れさせていただいております。内容は地方債残高の減少と財政調整基金の積み増し等により、町の財政状況は比較的安定している状況にあるとご説明しておりますが、財政担当といたしましては、この地方債残高の減少、つまり借金が減っていること、これが本町の財政全体に大きく影響しており、これによって実質公債比率や将来負担比率などの各指数が改善されているものと考えております。具体的な数値でご説明しますと、地方債の残高は平成10年度に60億円を超えまして、それ以降、平成16年度の約65億円をピークに減少し、平成19年度までは60億円台を推移しておりました。平成20年度に60億円を切った年から年間平均4億円を上回る勢いで減少しており、平成24年度末では約43億

円という状況になっております。それに伴い公債費、つまり地方債の返済額においても平成20年度は約8億1,000万円でしたが、平成24年度は約6億4,000万円ということで、年間の負担額、返済額においても約1億7,000万円も軽減されているという状況でございます。更にその公債費に関わる財政負担の程度を表す数値がございまして、実質公債比率でございますが、平成20年度が17%であったものが、平成24年度には11.7%と大きく改善されております。このように地方債残高の減少により返済額の軽減と財政指数の改善と共に、ほかの財政指数や数値等においても健全な状況に向かっているのが現状であると言えます。

それでは、そのような平成24年度の決算状況を踏まえた、平成25年度の現時点での財政状況についてご説明申し上げます。

国におきましては本年2月、緊急経済対策による大型の補正予算が成立。それを受けまして本町は5億円を超える規模の補正予算を成立後、平成25年度への繰越しを行い、いわゆる15カ月予算として、平成25年度の各種事業を現在展開しているところでございます。また平成25年度の現年度予算におきましても、光ファイバー網による情報通信基盤整備を始めとし、経済対策に伴う各種事業を予算化しましたことから、平成25年度の実質的な予算総額は現時点で約53億円を上回っている状況でございます。歳出予算の性質別では投資的経費、つまりハード事業等にかかわる予算が約17億3,000万円になっており、過去5年間の平均、約7億4,000万円という数値を大きく上回る状況となっております。ただその財源につきましては、国の経済対策による補助金や地域の元気臨時交付金、また過疎対策事業債等、有効に活用することとしており、一般財源の持ち出しを極力抑えることとして対応している状況でございます。なお、先ほど町長からも説明ございましたが、国の経済対策が今年も実施されますことと、情報通信基盤整備事業につきましては草部、野尻地区、これを来年度予定しておりますことから、平成26年度においても投資的経費は多くなることが予想されますが、行政運営の根幹である最少の経費で最大の効果、これを得るためには当然に取り組んでいく事業であると考えております。またそれに伴い、地方債残高も平成25年度から平成26年度にかけて一時的に増加することになりますが、今後の財政状況に与える影響は少ないものと考えております。

以上、地方債残高の減少による財政効果とハード事業等の投資的経費が増えること等への対応等について説明しましたが、ほかにも様々な要因により財政状況とい

うのはございますが、最も大きな要因としまして地方債の残高、これが大きく影響しているということであり、また財政調整基金につきましても、ここ数年積み増しができているという点からも、本町の財政状況は健全である、また良好であると言えると考えております。

以上で終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 災害復旧、経済対策、それと光ネットワーク整備などの大型の事業が実施されていますことから、このような質問をさせていただきました。

最後に先ほども申し上げましたが、町長は在任期間最後の年間予算となるわけですが、そのようなことを踏まえて、町長が描かれている予算の最大のポイントを挙げるとすれば、どういったものを描かれているのでしょうか。ポイントとして何か指示されていますでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えします。

任期最後の予算編成、また最終年、再来年の3月は骨格予算になるだろうというお話がありましたので、自分の施策に基づく予算編成は来年の予算が最後だというふうに私自身も認識いたしております。まずは平成26年度がその4年目の節目になるということがございます。これまで私は選挙のときに町民の皆さんに各戸配付いたしました草村大成の政策集に基づき町づくりを取り組んできたわけがございます。あえて言うとするならば、1年目のときに私が思った形の予算がなかなか組めなかった部分がございますので、そこは非常に残念だなという部分はありますが、しかしながら、やはり議会議員さんの議会のご協力によって、その分は十分カバーできるスピード感をもっていろんな施策を取り組んできたのではないかというふうに思っております。最大の来年度のポイントは、私はいつも言うんですけど、この予算がなければ行政はどうにもならない、これは予算は行政の基本中の基本であります。そして私は4年目だから何年目だからというわけではありません。この単年度のみ、来年度のみならず、やはり将来に向かった非常に有効的な予算編成をしなければ、将来を見据えた形の予算編成をしなければこれはまったく意味がないのではないかというふうに思っております。そういう中で就任後、特に2年目、3年目、今年も言っているわけがございますが、前例の主義、要は前がこうだったから今回もこうだということは徹底的に見直していただきたいと。そういう中で見直すためにはやはり優先度をしっかり住民の方に議会にも説明できるその根拠が必要なんだ

と。それに基づいた予算編成を試みていただきたいというふうに思っております。それと就任いたしました今までのこの高森町ですと残ってきた懸案事項についての解決、できればこの一期4年の中ですべてスピード感をもって一個ずつ解決していかなければいけないと思っております。だからこそ、その解決に向けての予算もいるのであればやらなければいけない。そしてまた議会の皆さんからの、この議会や監査委員さんからの指摘等々についてはもう一回見直して、そして指摘を全て受け入れながらしっかり見直して、改善するべきところは改善しなければいけない、というふうに指示を与えているところでございます。議員さんおっしゃるとおり、自分の施策に基づく大きな予算編成は来年の4月が最後になるのではないかとこのように思っておりますが、就任当時から全く変わっておりません。自分が出した政策集に基づいて、しっかりした誇れる高森町、子どもたちに誇れる高森町を実践していくために、その町づくりのための予算編成を心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 私もこの1年間一般質問をさせていただきましたけれども、今、町長が答弁なさったように、そのつど町長には懇切丁寧なる説明をいただいております。いつも感謝しております。

さて、最後になりましたけれども、来年が高森町にとって良き年となりますよう祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 皆さん、おはようございます。3番 興梶です。

本日は一般職員給与の臨時特例に関する条例につきまして、及び草原生動植物の保護につきましてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

早速ですけれども、まず最初に、一般職員給与の臨時特例に関する条例についてお伺いをしたいと思います。

政府は東日本大震災の復興財源を捻出するために、人件費削減で歳出を抑え、2012年4月から国家公務員の給与を平均7.8%減額をしております。また地方公務員におきましても、今年7月から引き下げよう要請し、高森町においても6月の定例会におきまして一般職員給与の臨時特例に関する条例を可決したところでございます。しかし、この給与減額支給措置に対する対応は各自治体によって異な

っており、約7割が減額に応じているということですが、残り3割においてどのような対応がなされているかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 3番 興柁議員の一般職員給与の臨時特例に関する条例に関する質問に対してお答えいたします。

郡内において減額措置を行っていない市町村はと、またその理由はという質問でございます。今、議員からご説明もございましたが、国家公務員給与の改定に伴い、6月定例会におきまして、職員給与の臨時特例に関する条例を可決いただきました。これは本年7月から来年3月までの給与につきまして、一律本町におきましては4.2%減額するというものでございます。本町の場合、この減額総額は約1,060万円となります。議員さんのご質問でございますが、まず郡内市町村では産山村と小国町が実施いたしておりません。これはラスパイレズ指数が100を上回る市町村に対しての減額適用の要請でございますので、この産山村と小国町はそれが100以下であったということでございます。ご参考までに、県下ではこの2町村と合わせまして、八代市、菊池市、多良木町、嘉島町、錦町、水上村、そして球磨村が減額を実施いたしておりません。この内、八代市と菊池市、多良木町を除きましては、先ほどの小国町と産山村が減額しなかった理由と同じでございますが、国家公務員給与基準指数であるラスパイレズ指数が100を上回っていないということでございます。八代市と菊池市、多良木町につきましては、ラスパイレズ指数が100以上でございましたが、本町と同じく給与減額のための給与減額条例が上程されてましたが、議会の否決により減額措置が取られていないと聞いております。

以上、3番 興柁議員さんへの質問等へのお答えといたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ただいまの給与の減額額についてはご説明ございましたけれども、条例におきまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給与の支給を減額することになっておりますが、その間の地方交付税の減額額、先ほど説明いただきました給与の減額の見込み額はどれくらいになるかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） しなかった場合といいますか、減額をしておりますが、総額で1,060万円が減額ということになります。よろしいですか。地方交付税の減額につきましては、もしも減額をしなかったというときには約3,000万円が

減額されるということになっておりました。したがって本町におきましては給与を減額いたしましたので、この地方交付税の減額はございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先の報道によりますと、政府は特例減額措置を延長せず、2014年4月から元の水準に戻すことに決めております。町長のおかれましては、平成23年度に職員間の給与是正のために条例を改正された経緯がございます。今日の給与減額支給措置におきましては東日本大震災の復興財源の捻出という大義名分がございますけれども、度重なる給与見直しによりまして日々の生活、または退職後の生活におきまして影響を及ぼしかねない状況かと思っておりますが、この観点から給与減額措置の今後の取り扱いと、期間の前倒しを行った場合、交付税との兼ね合いもあろうかと思っておりますが、町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えします。

まず、この条例案に関しましては議会の議決をいただいているということが大前提の答弁となります。そして誰もが、例えば民間の会社であるとするならば、やはり自分の従業員さん、職員さんの給料を落とすというのは非常にやりたくない、それは当然のことではないかというふうに思っております。またそういうことを加味して議会で議決をされているわけでございますが、やはり議員さんとしてはそれから以降の流れをみてどうか、要は前倒しじゃなく早期ということだと思っておりますが、それを変えられないかと、それについてはどう思われるかというふうな質問だというふうに思っております。しかし、やはりこの減額支給措置を終了する考えをどうかということに関しましては、なかなかこの減額措置を取った場合、4.2%の減額を必要としますが、それ以下の減額ということになります。そして先ほど申し上げましたように、その3,000万円の交付税が減額されるということでもあります。やはりこの財政上、この給与を減らさなければ交付税を減らすと。分かりやすく言えばそういう国からのやり方でございますが、非常にそこに関してはいかがなものかと思うところではございます。しかしながら、やはり多くの影響等を考えますと先の6月議会で議決をさせていただきました、平成26年3月までの給料減額に関しましては予定どおり実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興梠壽一君） 次に草原性動植物の保護についてお伺いをしたいと思います。

まず通告しました質問の①、②につきましては関連ございますので、同時に質問をさせていただきます。

阿蘇地域は草原性動植物の宝庫であり、日本国内の絶滅危惧種が集中しております。その由縁としまして阿蘇の草原は野焼き、放牧、採草といった人為的な農業活動によって雄大な草原、または草原性動植物が守られてきたかと思えます。この放牧や野焼き、そして採草などの伝統的な農業によって、本年6月に阿蘇地域は世界農業遺産に登録をされました。この阿蘇地域が世界の称号を得たことは阿蘇地域に住む住民といたしまして大きな誇りであり、また明るい材料を得たこととなります。この世界の称号を活かすことにより、転換期を迎えている農業にとりましては、活路を見出すいい機会と思われれます。しかしながら残念なことに、最近では草原性動植物におきまして観賞用、営利目的か分かりませんが、捕獲、採取といったような行為が見受けられます。熊本県におきましては、曖昧な表現だったとしまして、保全に関する条例を改正いたしております。この条例におきまして町内に生息する捕獲、採取を禁ずる希少野生動植物と捕獲採取を禁ずる指定区域があるのかをお伺いをします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番、興梠議員のご質問にお答えいたします。捕獲・採取が禁じられている希少野生動植物は、法律や県の条例で規定されておりますが、まず、法律関係では、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律というのがあります。それと熊本県条例では、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例というのがあります。その条例で規定されておりますが、まず先ほど言いました絶滅の恐れのある、野生動植物の種の保存に関する法律では、法の規定に基づきまして、国内希少野生動植物種として、89種類の捕獲等が禁止されております。また、国内希少野生動植物種の生育環境の保全を図る必要がある場合は、生息地と保護区が指定され、工作物の設置などの開発行為等に大臣の許可が必要となっております。本町では、この保護区に該当するところが、ハナシノブに関しまして、2カ所の、総面積、約8ヘクタールが保護区というふうに指定されています。

それと次に県の条例関係ですけれども、条例の規定に基づきまして、指定希少動植物として47種類が指定されて、捕獲等が禁止されております。このうち本町に生息していると思われるものは、植物で9種類、動物で7種類の合計16種類となっております。また、指定希少野生動植物の生育環境の保全を図る必要がある場合は、

生息地と保護区が指定され、工作物の設置などの開発行為等に知事の許可が必要となっております。

次に、町内に県が指定している、捕獲・採取を禁ずる区域は、ということですが、本町では、植物関係では、野尻生育地保護区と、動物関係では津留生息地保護区の2カ所があります。最初に言いました野尻生育地保護区は約2.6ヘクタールで、その植物としましては5つの種類がありますけど、ミチノクフクジュソウ、ツクシトラノオ、ツクシクガイソウ、ヤツシロソウ、ヒメユリ、以上5つの種類があります。それと津留生息地保護区、これは動物関係ですけど、その名前はオオダイガハラサンショウウオにつきますは津留生息地保護区ということで89.1ヘクタールが保護区として指定されています。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 草原の維持におきましては以前はほとんどの農家が牛を飼っておられまして、牛を飼うことによりまして、野焼き、それから放牧、採草などが行われまして草原が守られてこられました。しかしながら現在では、農業産業の低迷によりまして、担い手の減少により牛を手放したり、離農者が増大し、その結果として野焼きなどができず、草原においては藪化をしたり、また植林による森林化が進み、草原の維持が大変厳しいものとなっております。こういった現状をみますと、行政そして地域住民が一体となって草原の保護活動を行う必要があるかと思えます。町におかれましては、一昨年から草原を次世代に継承するための一環として、あそ千年祭を開催されております。地域住民は動植物、それから草原を守りたいという意識はもっておりますけども、なかなか自分たちだけでは守りきれないのが現状かと思えます。そこで今後、保護活動に向けた地域住民の意識を高めるための取り組みをどのような考えをお持ちかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

草原に関しましては、今年の5月に阿蘇地域の草原の維持管理と結びついた畜産業や農業ということで、世界農業遺産に登録されました。また10月には美しい草原景観などが評価されまして、本町が日本で最も美しい村連合への加盟が認められるなど、草原に対する評価、関心が高まってきているところです。そうした中で昨年に引き続きまして、先ほど議員からも言われましたように、11月2日にあそ千年祭を開催しております。そして草原の役割や重要性について町内外にアピールし

てきたところであります。また今年も昨年の草わらアートの展示等に加えまして、前原牧野組合で種まきセレモニーを開催いたしました。これは昨年の災害で草が流失した牧野の再生のために、町内の小中学生たちが草の種をまくイベントであります。このイベントは子どもたちが草原の役割や大切さを学ぶ大きな機会になったのではないかと、というふうに思っております。また保護活動に関しましては、県では自然環境の保全に熱意を持ち、ボランティアによる活動を希望する方を、熊本県自然ふれあい指導員として募集、認定しております。それで希少野生動植物の保護活動や、適正な自然利用の指導などの活動を通じて、自然保護に関する普及啓発に努めているところです。またご存じのとおり、休暇村のそばに環境庁所管のビジターセンターがありますが、そのビジターセンターでは小学生を対象とした絶滅危惧種に対する座学とか、フィールドワーク、地域のボランティアの方々とのパトロール、捕獲や採取等を禁止する看板の設置などの活動を行っておられます。今後も国、県、ビジターセンターと連携しながら、草原の役割や自然環境の保護に関する地域住民の意識向上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 地域住民の意識向上は大変重要なことかと思っておりますので、積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

今回、県は世界農業遺産の登録に伴いまして、阿蘇の草原の維持と持続的農業、アクションプランを5ヶ年計画で策定しております。そのプランの一つであります、自然環境、生物多様性、文化の維持、保全におきまして、利用しなくなった草原のうち、希少動植物が集中分布しているホットスポット、花の王を買い上げ、野焼きなどの管理を行い、希少動植物の保全を図るとあります。またこれらの生息地につきましては、捕獲、採取を防ぐ観点から、オープンにはしてごさいませんが、私の視点から例えば、反対に観光スポット、オープンにすることによりまして生息が保護される可能性もあるのではないかと思います。すでに藪化した草原、植林された草原、そして現在の草原を保護、保全していくための町としての取り組み、そして熊本県との連携について、今後どのようなお考えをお持ちかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 興柁議員のご質問にお答えをいたします。

阿蘇の草原の維持と、持続的農業、アクションプランというのは議員もおっしゃ

いましたとおりに、阿蘇地域世界農業遺産推進協議会が、世界農業遺産の認定を勝ち取るために、認定申請にあたって今年5月に策定したものでございます。そのアクションプランの中では平成25年度から平成29年度の間において、草原の生物多様性の保全の取り組みが3点記載されております。第1に阿蘇地域内の各エリアの草原について牧野組合委員等が専門家のサポートを受けて調査し、生物多様性の状態を評価できるような簡便な手法を開発し、阿蘇の草原の生物多様性の評価や、草原再生事業による効果の検証を実施する。第2に特に絶滅の恐れのある希少野生動植物について、生育地等を保全対策を行う。第3に利用しなくなった草原のうち、希少動植物が集中分布しているホットスポットを買い上げ、野焼き等の管理を行うことで花を復活させる。以上の3点が記載されております。

先ほど申しましたとおりに、阿蘇地域世界農業遺産推進協議会は、世界農業遺産の認定を受けるために、県が農林水産政策課を中心に、その協議会を構成いたしました。5月に認定を受けましたけれども、その役目が達成いたしましたので、去る11月29日に今度は阿蘇地域でこの世界農業遺産をどう活かしていくかということで、民間、行政、教育機関等の関係者による、幅広い構成からなる新しい組織である、阿蘇地域世界農業遺産推進協会が設立されまして、阿蘇農協の組合長である工藤組合長がその会長となっております。

アクションプランは認定申請にあたって、こういうことをやっていきますという計画でございまして、このアクションプランを今後実現していくために、各部会がおかれまして、いろんな検討を行いますと共に、その進捗管理を行うわけでございますが、昨日この推進協会の幹事会がございまして、4部会の部会長を決定したところでございます。生物多様性、自然環境の保全にあたりましては、東海大学の教授が部会長となられまして、今後いろんなアクションプランの実現、検討を重ねていくことになると思います。本町はNPO法人が寄附金などによって町内の土地を買い上げて、草原の保護に取り組んでおられる事例もあります。希少野生動植物が集中している地域であり、町といたしましては、この作業部会における草原の生物多様性の保全の取り組みに向けた協議に積極的に関わっていきたいというふうに思いますし、協議会としてプランの実現に向けて計画が実行される中では、財源的な負担も各自治体には求められていくことにもなるかというふうに考えております。そのせつには皆様のご理解をいただきたいというふうに思いますので、今後の作業部会の動向も注視していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問に今、農林政策課の佐藤課長がお答えいたしました。

行政といたしまして、今、阿蘇全体の協議会等々の取り組みに関しては、今、課長が申し上げたとおりでございます。またそれに関わる経費等々が今後出てくる可能性もございますが、そのせつはしっかりご協力のほど、そしてご理解のほどをいただきたいと思っております。私が追加でご説明させていただきますのは、この草原や農業に関して、すなわち、維持と持続というのがキーワードであると思っております。先ほど議員さんがおっしゃった、その観光地としてオープンにすることで、いろんなことが逆に守られるのではないかとというご提案もいただきました。確かにそれは一面あると思っております。しかしながら、それを成し得るためには、やはり住民の意識が一番の課題でございます。しかし、その意識に関してもご承知のとおり、先般、新聞のほうでも取り上げられておりましたが、酒粕を使ったことや、例えば中村の長寿の水等々、全て住民の主導型、行政が何かやれと行ってやられたわけではなく、自らが自分たちの意識を持ってなされていることだと思っております。すなわち草原の維持や、農業の持続に関しましても、やはりそのように各地域、各住民の方が自らの意思でなされてくること、住民主導型に関しましては行政は徹底的に後押しをしなければいけない。そして最終的には一緒にやっていかなければいけないというふうに思っております。また各地域のそういう取り組み等々があれば、ぜひとも協議に加わっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 先ほどご紹介がありました、ヒメユリについては高森町の町花でもございます。それと南阿蘇村、それから高森町にまたがりますオオルリシジミにおきましても、代表的な希少野生動物でございます。この動植物を守る保護には草原を守る以外にはないかと思われます。先ほど町長も言われました、地域住民の主導型、これは以前から町長が言われています。私も同感でございます。町と一緒に地域住民が一体になって取り組みをしていきたいと思っております。どうか高森町のキャッチフレーズ、野の花と風薫る郷、この言葉がこの希少野生動植物の保護、そして草原の保全に関わる大事な言葉だと思っております。今後とも先ほど言いましたように、高森町の積極的な取り組み、指導を、お願いをして私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。1番 宇藤康博です。

今日の一般質問は、情報通信基盤整備事業の詳細と今後は、ということで質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず一番初めの質問でございますが、情報通信基盤整備事業についての町民への周知、理解はということでございます。この間から議会報告会を各地区でやりまして、その中で町民の方々からいろいろとこの光ファイバーの事業についての質問が出まして、皆さま方もご承知のとおり、このような情報通信基盤整備が始まりますというパンフレットと、加入申込書が各駐在員さんをとおして回覧板で回って、それを見られて、町民の方々がこれを読んででもまたDVD等も配付もありましたが、分からないということで質問が出ました。この事業も私も町民の方々から話を聞きまして、これは本当に町民の方々は理解をできているのかな、という思いがありまして、まずこれを冒頭に質問させていただいて、町はどの程度把握をされておられるのか、また今後周知していく対策等があるのか、この質問について最初をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 宇藤議員の質問にお答えいたします。

情報通信基盤整備事業について、町民への周知、理解はとのお尋ねでございます。この事業に関しましては、議員ご質問のとおり、10月始めに、駐在員の方々を通じて本事業に関する説明書とDVDを町内の全世帯に配布してございます。なお、各駐在区の組、組織に入っていない方々にも情報が届きますように、同じ内容をホームページ、それからデタポンにも掲載をいたしております。また、地上デジタルテレビの共同受信施設組合に加入しておられる世帯については、工事でまた特別な対

応が必要となる場合がございますので、10月23日に組合長さま方を対象に説明会を開催すると共に、要望に応じて組合員の方々を対象に、個別に説明会を実施しております。

各ご家庭のご説明についてですけれども、11月からサービスへの加入申し込みが始まりましたことに伴いまして、今年度整備が行われます、高森、色見地区において地域ごとに説明会を開催いたしておるところです。色見地区につきましては宇藤議員にもご協力をいただきまして、概ね説明会を終えることができたところです。今後は高森地区での説明会に注力をしてまいりたいと思っております。平成26年度には草部、野尻地区へと整備範囲が広がりますが、説明会、それから各ご家庭の個別の訪問を通じまして、十分にご理解いただき、ご加入いただくよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 各町の会場において説明会等を実施されているというお話でございます。今後におきましても、色見、上色見のほうはほとんど終わっているというお話でございますので、今後は高森のほうは世帯数も多いということでございますので、今後とも説明のほうよろしく願いいたします。その中でこの契約の内容の中身でございますが、この中で基本サービスといたしましてテレビ放送が書いてあります。その中で、この月額の費用でございますが、0円となっております。その下に「当分の間町が負担するため。」という文言が入っております。この当分の間という意味というものを教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 宇藤議員のご質問にお答えいたします。

当分の間ということで、各説明会の中でも説明しておりますけど、具体的に教えてくれという質問が多いです。今答えているところは、平成27年4月から全面的に放送開始します。それから3年後以降をめぐりして料金を徴収するというふうに思っておりますけど、そのときの財政状況も勘案して極端に財政状況が悪くなったりした場合は、そのあとに徴収するというようなことを説明しております。ですから、はっきりいつからということは答えておりませんが、今言ったように平成30年以降で財政状況を勘案してというふうにご説明しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今お答えいただきました、平成27年度から3年間ということですが、なぜこの当分の間という文言を使わずに、その期間を書けばよかったと思うのですけど、その意味はどういうことですか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 先ほども申し上げましたように、財政状況を勘案するということがありますので、はっきりした期限を明記したほうが一番良いとは思いますが、そういうのも勘案するというので、当分の間というふうな文言にしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

その次ですけど、光ブロードバンドのサービスでございますが、この料金のほうが記載されております。その中でかなりインターネットをされている若い方々からちょっと意見が出ておまして、このインターネットの月額4,500円というのはちょっと高いのではないですかというお話が出ておりますが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 自席から失礼いたします。

ただ今のご質問はインターネットサービスの料金についてのご質問でございます。私共が回っております説明会の中でも、同様のご要望、ご意見がっております。要望についてはこのサービスを提供しております、高森光ネットワーク株式会社のほうにご意見、要望として伝えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 私のほうもいろいろ調べさせていただいて、町のほうは今ADSLのほうがかけておりますので、その料金が大体4,900円程度です。この4,500円よりもちょっとお高いのですけど、一つその住民の説明会の中でIP電話というのが出ました。このIP電話というのが光回線を利用した電話を利用していくというサービスというのがありまして、ちょっと企業名は言われませんが、その契約をするとIP電話が月額の利用料金の基本料金が500円で全国一律にかけて3分間8円というサービスでございます。それが今度の高森の光ネットの関係になりますと、IP電話が使えないのですよ。そういう意味合いでもそういうIP電話も

使えない、またその料金を合算した場合はかなりお高くなるのですよね。そのへんの周知はされておられるでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） インターネットサービスについての周知ということでございますけれども、町としましては、まず基本サービスにご加入していただくことを、まず第一に考えておりますので、こちらのほうの説明を高森光ネットワーク株式会社も同様の形で進めているところでございます。インターネットサービスの加入に申し込まれたいという方については、高森光ネットワーク株式会社のほうから丁寧に説明をしておるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

それでは、その次のこの表の一番下になりますけど、高齢者見守りサービスですが、これが私は今度の行政放送サービスも大事でございますが、この高齢者の見守り、これが一番私も大事な部分ではないかと思っておりますが、これはインターネットを契約をされた世帯は無料ということになっております。そのほかにおいては月額700円、緊急速報ボタンにしても、電源を感知しての見守りにしてもドアの開閉の見守りにしましても各700円となっております。その700円がかかるということで見守りサービスでございますので、町はどのように推進していかれるのか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 見守りサービスの件ですけど、これはあくまで高森光ネットワークのほうのサービスの一環で行っているものでございまして、町としましては今後、高齢者世帯、いろいろな世帯に対しましては別なアプリとかを考えております。ですから今のところでは、高森光ネットワークはそのようなサービスを出すということで700円というふうになっておりますけど、今後は町としては別な形で開発して進めていきたいというふうに考えております。

以上です

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんの質問に、今ちょっと補足をさせていただきます。まず議員さん、皆さん、ご認識をいただいておりますので、議会の承認をいただきました。相当ご理解をいただいております。それについてお礼を申し上げたという

ふうに思っております。この行政放送サービスという名前がつくと大変難しく感じますが、要は高森のテレビチャンネルとインターネットサービスとは全く別のものがございます。インターネットサービスについては民間の会社が自分たちの会社として提供する、そしてそれで利益を得るというサービスでございます。私たちが進めている行政放送サービスというのは、高森テレビというのは、これは行政がお金を出してそこを無料化にすると。そしてその中でいろんなことを発信していく。しかしながらこのテレビサービスを全戸に引きこむと、これが目標なのだ。すなわちテレビサービスをするためには光の回線を各家に引きこまなければいけない。引きこむことによって今後何ができるかと申し上げますと、要は先ほどおっしゃった高齢者見守りサービスというのは、もうすでに存在している民間のサービスなんです。私たちがやろうとしているのは、全戸に引きこんだ上、その上にどんと降ろす、一体型でできる行政が提供する、例えば防災高齢者見守り、そういうものに関しては、それは多分将来的にどういうアプリケーションができたとしても、住民の負担がそこにかかるとするならば、それは防災にもならないし、高齢者見守りもならないというふうに私は説明をしてきました。しかしながら、住民の方が理解がなかなか難しいというのは、あくまでも民間の会社がやる事業と、行政がやる無料でやる高森テレビと一緒に説明をするから分かりにくいというものでございます。これは、しかしながら民間の会社は、やはりこの高森の地に民設民営型として民間として投資をしたわけです。平成21年度の全国のこの光ブロードバンド事業補助事業に関して、なぜ公設公営で国がほとんど大半を100%近く国が税金で賄ったかと言いますと、やっぱり過疎地帯にはなかなか民間の会社がお金を投資しない。なので過疎地帯と都市部の格差ができる、これは良くないということで、政府が平成21年にそれを施策として出した。ただ高森はそのときやらなかった。だからこそ、しかしながら全国で95%以上の自治体が光ブロードバンド網のサービスを始めているとするならば、それは必要であるということで民設民営型をこの高森の地、この南郷谷の地でこの民設民営型をやるということは本当に難しいことなんですけど、それを実現できたわけでございます。実現するためには議会の理解、そして町民の理解がありました。そして先ほどから説明申し上げますように、民設民営で入ってこられた業者さんは業者さんで、やはり利益をそこで出していかなければその設備というのは守っていきません。そのサービスでかかるお金と、私たちが提供するこの行政放送、すなわち仮称高森テレビは同じ光ファイバーの光の芯は使いますが、そもそも趣旨が別であると。私たちはこのテレビを通じて全戸にこの光ブロード

バンドの整備をした上で、新しいサービス、防災、福祉、教育、高齢者見守り、新しいアプリケーション制度をそこにつくっていく。それは全体型である。要は全体型でやるためには全戸の引きこみをやっとなないと、この特に高森では意味はないという判断の下、こういう形を取らせていただいております。そういう中で非常に分かりにくいところがあるのは事実でございますので、今後は先ほど服部審議員が申しあげました様に分かりやすくする。そのためにはまずはこの光ブロードバンド整備事業が私の4年間の政策の中で最大の目玉の政策の一つであるという認識を強く職員に再度指示をいたしまして、新たなこの分かりやすさ、住民に対しての説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 町長のこの事業は自分の目玉の政策と言われております。それに向けて取り組まれているわけでございますので、やはり町民の方々がこれを契約をしていかなければその事業は成し得ていかないわけなのですよね。その中でいろいろ私も問題点があるのではないのかなというのを、この議場の中で言っていくのが一番良いのではないのかなということで、今日質問させていただいておりますので。その中で共聴地区があるのですよね。その問題点が少しありまして、テレビの共聴の地区、高森町に何箇所ありますか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 高森にあります共同施設組合の数ですね。NHK共聴施設というのがあります。NHKが主体となってやっている部分が11地区だと認識しております。それと自主共聴組合、確か5か6、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、5ないし6地区だというふう思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 共聴の地区がかなりあるということでございますので、また私の地元でございますけど、色見の共聴のほうは、この高森に光がくるということで解散ということになっております。その中で私が今、一つ心配しているのは、この情報の無料の期間ですが、その間はおじいちゃん、おばあちゃんでも無料だから見よう、ということで行政放送サービスの契約どおりに見ていかれると思うのですが、料金が今度いくらになるか分からないという話がありましたけれども、これが1,000円なり発生した場合、そのときにその世帯主の方が、もう月1,000

0円もかかるならば、うちはもう行政放送サービスは辞めようということで辞められるとしますよね。そのときそこは共聴なので電波がありません。テレビが見られなくなるのですよね。そのへんのご認識がえられるか、またそうなった場合の対策は、そのあたりはどの程度考えられているのか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 有料になった時点での自主共聴組合の対応ということだと思いますけど、一応共聴組合については全組合集めて、うちのほうで説明会をしております。あくまでも総意の元にどういうふうにするかということを考えていただいております。現在、色見、高森地区を先に先行する考えから、色見、高森については答えをいただいております。その中で料金が発生した場合の措置については説明はしておりますので、それを納得の上で今の結論に達しておられるというふうに思っております。それと野尻、草部については整備がまだ後になりますので、説明会はしておりますけど、どういうふうにするという結論はまだいただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） そのような問題等もありますので、今後とも、やはりこの行政放送サービスを共聴を外した上で契約されるわけでございますので、そのへんの問題がでないように行政のほうといたしましてもよろしく願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問でございますが、契約予想世帯数と現在RKKと規約をいたしましたデタポンの現在の町内の視聴率が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） お答えします。

契約予想世帯数とデタポンの現在の町内視聴率は、というお尋ねでございます。先ほどの町長との答弁とも重複する部分がございますが、住民登録のある世帯につきましては、住民生活における安心、安全を確保するための情報を含めまして、様々な情報をテレビでご覧いただけるように、全世界帯に光回線を引き込むということ为前提に、高森光ネットワークに対して整備費を補助しているところでございます。その趣旨をご理解いただけるように丁寧にご説明いたしまして、特別なケース、例えばご本人の長期の不在の場合を除いて、全ての世帯で基本サービスに加入いただく。100%の加入を目指して努めてまいるということでございます。またデタポ

ンの視聴率につきましては、専用のカウンターが設置されておりませんので、具体的な数字については把握できておりませんが、地上デジタルテレビが受信できればデータポンをご覧いただけますので、その効果は一定程度あるというふうに理解しております。なお、このデータポンにつきましては、地上デジタルテレビのデータ放送を活用して、町の情報を提供しているものでございますけれども、現在整備を進めております光ネットワークを活用した自主放送番組、こちらでもデータ放送が可能となります。R K K熊本放送のデータ放送の一部を活用したデータポンと比べまして、自主放送番組では予定しているチャンネルのデータ放送の全てが高森町関係の情報となりますので、これまでよりも分かりやすく、操作も簡潔になります。動画による自主放送、それから文字を中心としたデータ放送の内容を充実させることにより、全ての世帯に納得して加入をいただき、継続して加入いただけるということを目指して基本サービスについては原則100%の加入を目指してまいります。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 100%を目指すというお話でございます。その中で一つ、高森光ネットワーク株式会社の社員の方が回られていて、ちょっとお話を聞いたのですよ。そうしたら、今、宇藤さん、500軒ぐらいまわったんですけど、今日は3軒しか取れていませんとか、話しを聞いたのですよね。これはちょっと問題だなと思って、そういう現実があるわけですよ。それに対する町のほうの対策等はどのような考えがえられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 宇藤議員、直接、高森光ネットワークの職員のほうから話を聞かれているということですけど、現在の加入申し込みの数が三百数十件ということをお聞かせしております。今後、色見、上色見につきましては、先ほど申しましたように、全ての地区で説明会が終わっておりますけど、高森地区につきましては、大きいところがまだ残っております。これにつきましては、初寄りとか老人会の寄り、いろいろな集会とか、そういうのがある場合は役場でも結構ですし、高森光ネットワークでも結構ですので呼んで下さいと、声をかけて下さいと。そしたら私たちのほうから説明に上がりますということをお話しております。それとうちのほうの課でも手分けして、各個別訪問を今から実施していこうというふうに思っております。要するに集会とかにいられて説明を受けられた方は、納得の上で申込書を提出されると思いますけど、説明にいられてない方、こういう方たちは分

かってらっしゃらない観点から申込書の提出が遅れているというふうに思っておりますので、一つ一つ丁寧に説明していくことが先決だというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんのただいまのご質問に、今、甲斐課長のほうがお答えしましたが、追加させていただきます。

今、課長のほうは課で取り組むということでした。当然主体となるのは政策推進課でございますが、先ほど私が答弁で申し上げましたように、最大の施策の一つでございます。全課全職員で対応する、足りない場合は全員でこれにあたるというのは、これは共通認識というふうに町長としては思っております。またこの、先ほど共聴組合のお話をされました。確かにおっしゃることは良く分かります。国の現在の状況が来年以降は交付金を1.8%ずつ各自治体に減らすということ、プラス消費税が8%、10%になっていく中で、国も財源を確保しなければいけません。そういう中で地方への、このいろんな国からの援助というのが少なくなるのではないかと、そういう中でご家庭の負担が、例えば5年後、この高森光チャンネルテレビ放送に関して有料になった場合に、4年後、5年後に発生するとなった場合には、やはりそこは厳しいものがあるのではないかと思っております。しかし、現実日本全国、どこのこの自主放送番組を見渡しましても、住民が非常に負担と思えるような金額を設定している自治体はございません。例えば上天草は3,600円ぐらい、小国、阿蘇市、郡の中でも小国、南小国も1,500円や1,200円を毎月徴収しているわけです。そして契約率が80%近くあります。すなわち必要なのです、住民にとって。要は住民にとって価値が高い番組だからこそ、価値が高い情報だからこそ、住民の方は契約されます。私たちは先ほど申し上げましたように、当分の間というのは分かりにくいと思いますが、議会で債務負担行為として10年間は認めていただいております。その中で一つの区切りとしては、やはり5年、一回必ず見直したりすることが必要です。だからこそ当分の間というふうにしたわけございまして、決して住民の方にあとからたくさんのお金を請求するというようなことはございません。更に今後、現在進めております健康推進や、病気の予防等々含めまして、また福祉事業としてサロン事業、社協さんとかが進めている事業に関しましても、やはり参加してもらわなければ意味がない。やはり参加することによって、何かそこに一つ参加するきっかけづくりの新しい制度等々を、今考えております。そういうものをどんどん参加してもらうことによって、例えば住民の負担が減って

いく。参加できない人も違う形で参加することによって、例えば将来的な全町に渡って負担が一世帯ずつ発生するものに関して減らしていく、そういうことが今後考えられるのではないかというふうに思っております。全町的にやるためには福祉も教育もこれは防災もそうです、全戸に引きこまなければ意味がありません。引きこんで光ファイバーとブロードバンドと契約する、しないというのは、それはそのご家庭に事情であると思います。しかしながら、当然高齢者が多い当町といたしましては、この引きこみをもってからこそ将来の施策が生きてくる。私たちの代だけではなく、これから5年後、10年後、15年後、20年後、今スマートフォンですけど、このスマートフォンの形になるなんかいうのは、3年前は誰も予想していませんでした。しかしもうすでにそうなっているのです。だから将来一元化で上からどんと降ろすと、ぱっと広がるようなこういう制度を今後やっていくためには、先ほど服部審議員が言いましたように、100%を目指すんだ、ということです。100%目指すためには当然、政策推進課が中心となってやらなければいけません、これは職員全体として民間の高森光ネットワーク株式会社ももちろん頑張られると思いますが、私たち職員も全戸契約を目指してこれからやっていかなければならないと、改めましてご答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ、そのようによろしくお願いします。やはり契約世帯数が100ぐらいにならないと、やはり先ほど町長が言われたような防災にしる、教育にしる、町民に向けての周知徹底ができないわけでございますので、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

3番目の各避難所や消防の詰め所等の対策ということでございますが、この光ファイバー網を整備する場合に各避難所はもちろん、それと消防の詰め所等においては、小国町のほうでは消防の詰め所等にも全部引いてあるそうでございますので、高森町のほうはどのような対策をされるの、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 各避難所や消防の詰め所等の対策は、というご質問でございます。

公共施設、それから地域コミュニティのための必要な施設、例えば避難所や公民館におきましては、そこに集まられた方々が地域の安心、安全に関わる情報が提供される自主放送番組を視聴できるという環境を整えることは重要であるというふうに考えております。そうした施設については自主放送番組の視聴環境を整備する方

向で検討を進めているところでございます。なお、消防の詰め所につきましては、施設の主な利用者は消防団関係者ということになりますので、他の施設とは安心、安全に関わる情報収集状況が異なるということもでございます。自主放送番組の視聴環境整備の必要性については、消防団と関係機関と今後協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ、各避難所、消防の詰め所もでございますが、ぜひご検討をさせていただきたいと思えます。

それと、この光を整備をされるということで、今、話題にもなっております、無料共聴Wi-Fiの整備、それは町はどの程度考えておられるのか。役場のこの間の議会報告会の中での住民との話しの中でも出てるわけでございますが、役場のほうにぜひ無料共聴Wi-Fiを整備していただきたい。それと今、観光交流センターのほうにはWi-Fiのほうで、一部ADSL関係でしてあります。今後の観光また災害対策においても、観光交流センターや高森駅、湧水館や温泉館にも無料Wi-Fiの整備をしていただきたいという要望がございますので、そのような考えはあられるのか、よろしく願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 公共施設、観光施設におけるWi-Fiの整備ということでございますけれども、現時点では有線での光ブロードバンド整備について注力をしているところでございます。無線のWi-Fiにつきましても必要性は十分認識しておりますが、これから検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） Wi-Fiの整備おきましては、今、外国人の旅行者などがかなり利用されているわけでございます。私も今、スマホに替えておりますけど、やはりWi-Fiがあればかなり早く情報も入れることもできますし、かなり今後高森町においても、無料Wi-Fiを整備するのは観光においても私は有効策だと思いますので、よろしく願います。

4番目の質問でございますが、企業等の対策はということでございます。町内の誘致企業等がありまして、私も、誘致企業さんも高森の光の事業のことを知られて

いるのかということで、前に一般質問をしたときも企業のほうをまわらせていただいて、今回もまわらせていただきました。その中でまだ高森町さんからは何も高森光のことについては何も知らされていないというお話をされました。今後、町としてはどのような対策をされていかれるのか、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 情報通信基盤整備事業の企業等に対する対策ということでのご質問でございます。

まず光ファイバー網の整備については、大容量のデータ送受信を必要とする企業にとりまして必要不可欠のものでございます。今回の光ファイバー網の整備が誘致企業を含めまして、町内の事業者、企業にとって有用であるということは間違いのないところでございます。今後はIT関連企業、それから自ら事業を起す起業家の進出も期待しているところでございます。なお、このインターネットサービスの提供につきましては、冒頭に申し上げましたが、高森光ネットワーク株式会社が行うサービスでございます。でも本来、同社によって企業、事業所を対象とした積極的な営業活動を行うべきところでございますが、冒頭に申し上げましたように、住民向けサービスの加入促進を急ぐ必要があることなどから、事業者向けの営業活動が十分に行われていない状況がございます。同社が適切な収入を得て安定した経営を行っていくということは、同社の設備を使いまして自主放送番組を提供する本町にとって、非常に重要なことでございますので、町といたしましても、高森工業団地の関連企業に対しましては、企業連絡協議会におきまして、光ファイバー網の整備方針についてはご説明を申し上げているところでございます。今後も同社と連携して、企業、事業者対策を進めてまいります。同社に対しましては事業者、企業に対する訪問、営業体制を充実するなど、加入促進に必要な要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ企業誘致等においても、ぜひ重要な事業でございますので、今後とも行政の指導のほどをよろしくお願いいたします。

5番目の質問でございます。行政放送の具体的な放送の内容は、ということで、その放送の内容次第で町民の暮らしなど、直接、ダイレクトに町民の注目度、理解を得られるような番組づくりが求められていることだと思います。その具体的な放送の内容は分かれているならば、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 行政情報の具体的放送の内容についてということでの質問でございます。

具体的な放送内容につきましてはDVD等でもご説明をしておりますが、防災、減災、防犯、それから福祉観光産業、地域づくりといった、町民方々に必要不可欠な行政サービス情報のほか、議会中継ですとか、町内の幼稚園や保育園、小中学校、高校の関連行事、各団体のイベントなど、自主放送番組、それからデータ放送としてそういったものを提供するものでございます。したがって、高森町に特化した親しみやすい番組になるということで考えております。議員ご指摘のように、今後基本サービスの料金が発生することとなった場合に、町民の皆さまに引き続き納得して加入し続けていただくためにも、町民の皆さんに本当に必要とされる自主放送番組をつくるのが重要であるということは十分認識しております。番組の編集につきましても、いわゆる民放番組のような作り込みをあえて控えて、気軽に視聴していただきながらも、大事な情報が確実に町民の皆さま方に届くように、番組づくりには心がけて、高森町にしかできないような情報発信に取り組んでまいります。また、今申し上げましたように、今後は団体の各種イベントについて自主放送番組で紹介する機会も出てまいります。できるだけ、今後そういったイベントについては主催者等でも動画を撮影、保存しておいていただければ、内容によっては自主放送番組で提供できることができると思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 最後の質問でございます。

10年後は契約が終了いたしますが、10年後でございますので、その後の運営計画等はされているとは思いますが、10年後の計画は、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 10年後の運営の計画はというご質問でございます。

先ほど議員のほうからもご質問ございましたように、今回の光ファイバー網の整備に伴いまして、テレビの視聴をこれまでの共同受信施設による視聴方式から、高森光ネットワークが提供するサービスによる視聴に移行される方々。それから高森光ネットワークのサービスによってインターネットサービスを利用される予定の方

々。そういった方々においては、10年後も安定したサービスが同社から提供されるかどうかというところではご心配の部分があるということは十分認識しているところでございます。今回の情報通信基盤整備事業に関しましては、町と高森光ネットワークとの協定期間が平成37年3月31日までとなっております。この平成37年度以降の情報通信基盤の利用等につきましては、平成34年度から平成36年度までの最後の3カ年間に於いて検討委員会を設置して協議の上、決定することといたしております。その協議にあたりましては、町とそれから利用されてる町民のニーズによりまして、更なるサービス向上を目的に、基本的に事業を継続することを前提とするということを協定書の中に明記をいたしております。近年のIT技術の進歩、革新は目覚ましいものがございますので、10年後どのような新しい技術が開発されているかというのは分からない部分がございますが、基本的にはそうした事業継続を前提として、サービスを利用されている町民の方々に不都合が生じないように、高森光ネットワークと協議をしていくということにいたしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

今後におきましても、10年後も、もっともこの光ネットワーク株式会社はもとより、この光をとおしての、この高森町の財政といいますか、行政のほうがかんどん進んでいくことを祈っております。また、この本日のずっと質問の流れの中で、最後に町長に、この光ファイバー事業に向けての町長の考えを改めて聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

事業に対する意気込みというのはDVD等や今までの議会での答弁等々と全く変わりはございません。この光ファイバー網の事業自体は一般の方から見るとハード事業であると思います。そして、その民間企業がつくった設備を利用して自主放送を届ける。情報を届ける。それが地域のコミュニティをつくってくることになりますので、いわゆるこれは、常々申し上げています、人づくり、ソフト事業にもあたるわけでございます。この光ブロードバンド事業によって、多くのデマやいろんな間違いがないような新しい高森町、そしてそのことにより、子どもたちに誇れる、外に向かって誇れる高森町といえる町づくりの最大の施策がこれでございますので、引き続き、全力をもって取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、先ほど議員さんおっしゃいましたWi-Fiですが、これは普通、一般の方で知らない方は分からないと思いますので、Wi-Fiというのは無線でございます。今、私たちがやっているのは有線です。観光立町を訴えている当高森町としては、このWi-Fiの有効性というのは、1番議員さんがおっしゃるように、良く理解いたしております。しかしながら、まず住民に対して絶対やらなければいけない、この防災や福祉や、この教育の部分、この部分に関してはどうしても有線であれば、当高森町はやっぱり山間部があります。山あいがあります。無線ではどうにもならないところがあります。だからこそ携帯電話もあれだけタワーを建てられたにもかかわらず、結果的に全てカバーできておりません。南阿蘇村や西原や菊陽町と高森町の整備の内容は根本的に違います。違うはずなのです。地域、この高森町にこの光ブロードバンドをやるとするならば、この形でなければ、やはり山東部に住まれている方には町部の方と同じサービスは提供することはできません。だからこそ、今基本的なものを進めています。それと同時に本来であるならばWi-Fiの無線、これは若い方、皆さん言われるのは良く分かります。観光立町として取り組んでいかなければいけないことも分かります。だからこそ、やはり若い方がいらっしゃる商工会や観光協会の方からも積極的な意見を正式にどんどん陳情として受けて、またそう意見が出てくるのが私も当然だというふうに思っております。

それと避難所や詰め所に関しましても、小国はなされているようでございますが、当町は先般、緊急経済対策で熊本県では特例となる3,750万円、15カ所の避難場所の避難灯、約1基200万円以上の補助採択を受けてます。これは100%です。町の持ち出し0円です。そういう中で避難所等が明るくなった。そしてそこに避難される。7・12の災害のときもそうです。高森温泉館に私も行きました。あの中で多分、今考えるとするなら、あそこに自主放送があったとするならばテレビを見ているわけですが、皆さん、避難されてきた方が。それが見れない、というのは、これはありえませんが、これは当然設置することが行政としては当たり前その方向で考えていくのは当然ではないかというふうに思っております。ただ、同時にこの避難灯や街路灯、要は見た瞬間、明るくなっているこの町に対して、やっぱりあるとするなら、ここにWi-Fiもブロードバンドも引くべきではないかと。もちろん私は分かっております、行政も分かっております。しかし、今、1番議員さんが今日いい提案をしていただきました。やはり住民の方からもそういう意識がどんどん出てくるためには、この今回の避難場所での避難灯の設置や、町中の街路灯、明るくなることは非常に有意義ではないかなというふうに思っております。

それとこの企業に対して、企業誘致という言葉は非常に分かりやすく、皆さん知られている言葉でございますが、本当に企業誘致するには並大抵ではございません。光ファイバーの光ブロードバンドの整備はもう全国の90数%終わっているのです。ただ全国の自治体に高森が並んだというだけの基本、もう基本になっています、これは。だからこそ本来はこの光ブロードバンドを使って、やはりそこに新しく企業を起こすようなイノベーションをつくるような人材づくり、それが多分、今後、本当の企業づくりに繋がっていくのではないかと。そのための基本整備事業なのです。だからこそ、この全戸に引きこんで、常にその全戸に引きこむことによって、新しい技術を提供できる若者も出てくると思います。本当にそういうとこに期待しながら、この全戸引きこみ100%を自主放送は契約ということに、今は全力を尽くしていきたい。そして議員が提案されたことも真摯に受け止め、十分理解しておりますので、この無線のWi-Fiに関しましてもやっていかなければいけない、そしてそれが観光に繋がるということも良く理解しておりますので、しっかり努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 力強い答弁、ありがとうございます。

私も先ほどからずっと光ファイバーの件質問させていただきましたが、スマホに替えて2、3年になるのですが、フェイスブックのほうを開設しております、かなりの若い町民の方々がフェイスブックされております。その中で今、フェイスブックの中で行政のほうのフェイスブックということで、高森町のほうもフェイスブックの中で書いておられて、その中で、この間から議会のその録画の中継のほうもフェイスブックのほうで流れておりました。5名の議員が一般質問をしております、それが全部流れております。そのような形で、やはりそのような1時間くらいの一般質問の中身も、今フェイスブック等でも見られます。そういう時代でございます。その中でまた駅伝がこの間ありまして、今アンカーを服部審議員が走られて、ここまで走ってこられたのです、白水から。そのダイジェスト版ということで録画されたものがフェイスブックで流れております。これは感動するような動画でございますので、ぜひ見ていただきたいなと思っております。また、もう12月も最後でございます。皆さま方の体ご自愛をいただきまして、私にとりまして最後の1年間となります。町長にとりまして1年間となりますので、どうか今後ますます高森町が良くなりますように、心からお祈りいたしまして、私の一般質問に代

えさせていただきます。失礼いたします。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） こんにちは。9番 三森でございます。

まず質問に入ります前に、町長、教育長始め執行部、職員の皆さま方には、住民の安心、安全、更には町政発展のために、日夜ご努力いただいておりますことに対し、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日は第一点目といたしまして、高森高校と町行政につきましてをお聞きしたいと思いますし、6月議会の一般質問の中で、高森高校の校舎解体、また校舎の新築年度等について発言等いたしましたけれども、間違いがございまして、再度質問の機会をいただいたわけでございます。まずもって、校舎解体につきましては、来年度、平成26年の7月から始まりまして、生徒さんについては北側の校舎で授業等は行われることとございます。また平成27年後半には新築棟での真新しい校舎で授業が始まる予定となっております。

それでは高森高校につきまして質問に入りますが、教育長を始め、職員の皆さま方におかれましては、高森高校進学に対する働きかけや、あらゆる手立てをいただいておりますことに対し、同窓会として心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、まず第一点目といたしまして、少子化のため高森町を含む、南阿蘇村の生徒数激減による対策を一点目といたします。また第二点目といたしまして、通学に対する方法は、ということでお尋ねをいたしたいと思います。

本年も当初予算で、高森高校進学振興費として120万円の助成金をいただいております。保護者といたしましても大変感謝されているのではと思っていますし、私ども同窓会といたしましても大変うれしく思っているところでございます。感謝を申し上げたいと思います。6月の質問でも申し上げました、その一点目といたし

まして、高森町と南阿蘇村の現状をみましたときに、少子化のため生徒数激減でございます。向こう3年間も一進一退であります。どうしても2クラス確保するためには通学の手段であります。高森町におきましては、更に期待に答えるべき努力をすべきであると考えております。蘇陽地区の生徒さんにつきましては、朝の通学は山都町のバスがありますが、帰りのバスがない状況であります。そのような状況下の中で親御さんの気持ち、あるいは子どもさん方の気持ち聞きますと、帰りにつきましては部活動あたりをいたしますと、遅くなってしまうということで、親御さんの迎えを余儀なくしているという状況下でございます。特に町外につきましては、旧蘇陽町15名、学区内3名、学区外が2名という生徒の構成でございます。そのような子どもさん方の通学の方法につきまして、先ほども申しましたように、バス、あるいは親御さんの迎えということで、朝はバスと申しますとふれあいバスがございますので、その便を使って利用をしていると、蘇陽につきましてはそういうことが返ってきております。しかし産交さんと申しますか、ふれあいバスを運営しております蘇陽町、これが九州産交さんのほうで運営されているようなものでございます。そういう中で、なかなかそのふれあいバスを夕方に運行できないかというようなことを申し上げましたけれども、山都町につきましてはそれは無理なところがあるというようなことでございます。そういうことございまして、便を増やすということはとても不可能ではなかろうかというようなことでございます。しかしながら、先ほど申しておりますように、蘇陽町、あるいは南阿蘇村等々が高森町にはどうしても必要不可欠な地域性、高森高校を存続するためにはどうしてもそこらあたりの人数確保というのが、これからも当然出てくるところでございます。そういう問題点を踏まえてみますと、高森町といたしまして、どのような方法があるのか、なかなか厳しい環境ではございますが、高森町として120万円の生徒さんに対する補助もいたしておりますし、それに対する補助というものが、できかねるところもあると存じておるわけでございますが、その点についてまず通学に対する支援方法はないだろうか。当然高森町とは関係のない山都町、ましてや旧蘇陽町と申しましても、山都町の一角でありまして、山都町には矢部高校がございます。そういう状態を踏まえて、なかなか厳しい環境であるということをあえて申し上げながら、まずお尋ねをいたしたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 9番議員さんの質問にお答えさせていただきます。

通告書によりますと、第一点が少子化のため、高森町を含む南阿蘇村の生徒数激減対策ということと、通学に対する方法ということでございますので、まず少子化のため、高森町を含む南阿蘇村の生徒数激減対策という観点から答弁をさせていただきたいと思います。

私は、これは高森町新教育プランと軸は同じだというふうに考えています。高森町新教育プランの狙いは、高森町で教育を受けてよかったと実感できる教育。そして高森町で教育を受けたいと実感できる教育と、いうことを念頭に進めております。このことは、町づくりとしての町長の施策、先ほどからも答弁ありましたが、子どもたちに誇れる高森町と、その一環として高森町新教育プランを進めているところでございます。10月30日に台湾の師範大学の視察団が来町されました。ちょっと付け加えさせていただきますと、どうして台湾から高森へということだと思えますが、実は台湾でインターネットのホームページで高森町の教育事情を知ったということで、県の教育委員会をとおして高森町に依頼がありました。これも少し付け加えさせていただきますと、現在、高森町の4校で学校ホームページを開設しております。この7月中旬から県の教育委員会の情報システムというところに、いち早く申請を行いまして、新たなホームページということでスタートしておりますが、本日、現在、中央小学校でのアクセス、5カ月間ぐらいですけれども2,700件、東中が7,700件、高森中が8,200件、高森東小にいたっては1万9,908件のアクセスが行われています。そういう中で高森町の教育を知ったということで、台湾選抜の22人の先生方が、先進地として高森中のICT教育を視察いただきました。意見交換の中でこういう意見が出てきました。素晴らしい教育環境だと。ここで授業を受けたいという生徒が増えるのでは、という感想と、それから、そういう声をいただきました。教育の高森ブランド化と私たちはそれを目指しております。高森高校の存続ということを考えましたときに、高森高校で教育を受けて良かったと実感できる教育。高森高校で教育を受けさせたいと実感できる教育。これは軸が同じであるというふうに考えています。各中学校の高森高校への進学率を上げる、もここにつけるのではないかとというふうに捉えています。6月議会で議員の質問で答弁いたしましたが、高森中、それから白水中、一番高森高校に進学している学校ですが、進学率が40%を越えたら、今の状況でも41人は維持できるということでお話をさせていただきましたが、平成25年度、この4月の実績をみますと、高森中が34.7%、白水中が20.0%ということございまして、これは生徒数の減少とともに、進学率がここ数年下降傾向にあると、ここが一番の課題ではないか

というふうには受け止めています。現在、高森高校で大変、議員もおっしゃいましたように努力されておまして、この11月には高森広報にも高森高校のPRが出されておりますし、これは南阿蘇村の広報誌にも同じように出されていると聞いております。三点出されています。一点は新しい校舎で学ぶということで、今お話がありました、平成27年に新校舎が完成する。二点目は充実したカリキュラム、新学から就職まで全てに対応できるカリキュラムを持っています。三点が文武両道で学ぶと、活発な部活動ということでPRがなされています。6月議会のときに、私はあと二点付け加えてお話をいたしました。一つはやはり経済的有利性。自宅から通学できるという経済性の問題と、それから高森町の支援事業。全生徒を対象とした教科書代、入学金の町負担活動費の補助というところが、高森高校の押し上げにやはり繋がってきているし、また行政の後押しであるということをございまして、高森高校の現状、良さをアピールし、理解してもらいことがまずは大事だし、この問題の本質ではないかというふうには捉えております。今まで以上の成果、それから実績を上げてもらうということが、まずは求められているということを考えています。その中で進学率を上げれば課題は解決するかということをございしますが、このことにつきまして、私は今の流れを食い止めていくということが大事であると考えています。今の流れと言いますのは、これは平成22年度に県の教育委員会が高校再編と同時に学区の見直しを行っております。高森高校は従来の阿蘇学区から県北学区へ移っています。県北学区は阿蘇、大津、菊池、玉名、山鹿、荒尾、全て県北は同一学区というふうには平成22年度に学区の変更が行われています。このために中央への流れが非常に加速しています。これは高森高校に限らず、全県下この傾向が出てきているのではないかと考えております。高森高校でみましても、平成22年度から41人の割れが出まして、38名、33名、33名と平成22年度から41名割れが出てきております。経緯をみますと、平成20年には41人割れが一回出ておりますが、平成21年度には47名ということで回復していますが、やはりこの平成22年度から議員さん方をご指摘されているような、いわゆる高校再編の規定にかかるというところに高森高校が完全に突入してきたという経緯がありまして、最大の課題はこの流れを食い止めることではないかと思っております。確かに蘇陽、それから高森東、そういった子どもたちを一人でも確保するということが、41人を確保することにとっても大事なことでございますが、このいわゆる校区が拡大したことに対して高森高校の位置付けを、もう一回皆さんで見直しをしていただき、この流れを少しでも食い止めるということが行わなければ、この存続問題については結

果は出ないのではないかというふうに強く感じます。その流れを食い止めるためには、やはり高森高校の現状、そして優位性を共有化していかなければならない。そしてそのためには総ぐるみの存続運動ということが必要であると考えています。高森町、南阿蘇村にはなくてはならない、南阿蘇唯一の高校であります。しかし、進学率があまりにも低すぎるという現状があります。南阿蘇全体の課題として期成会等の設立など、こういった学区の拡大等も踏まえながら、その設立等も急務ではないかというふうに感じているところでございます。そのために教育委員会としても後方支援には十分努めてまいりたいというふうに考えております。

通学に対する方法等については阿部事務局次長のほうから答弁させます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局次長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局次長（阿部恭二君） 9番 三森議員の質問にお答えいたします。

通学に対する方法は、ということで質問がっております。

現在スクールバスの運行につきましては、平成26年3月31日をもって契約が満了になりますので、平成26年度から新たにスクールのバス運行の契約を行う予定でございます。新たなスクールバスの効率的な運行につきましては、平成26年度から従来どおりのやり方をするのか、高森町公共交通会議、高森町バス関連事業見直し会議において、いろいろ検討を行っております。その結果、高森東中学校校区の高森高校生のスクールバスの利用ですが、高森高校の始業時間に合わせるには、遅くとも8時前には高森東中学校を出ないと間に合わないという状況でございます。現在、スクールバスの時間は、高森東中学校に8時5分に着きます。始発の時間の変更は児童生徒の通学がハードになり、遠いところで40分くらいかかりますので、現在の通学時間を維持したいというふうに考えております。このことにつきましては、できるだけスクールバスが利用できるような形で進めてまいりたいと考えておりましたが、平成26年度の高森高校の高森東校区からの生徒、3年生が0名、2年生が3名、新一年生が9月の時点で1名となっております。ただ、新一年生につきましては、今後変更があるかもしれませんが、4月からの通学生は4名ということになっております。現在、高森高校と、現在の状況等を確認しながら協議を進めております。高森高校では進学を希望する生徒に、午前7時25分から、早朝の課外授業が行われ、東校区の2年生全員がこの授業を受けられ、頑張っておられます。この課外授業を受けるためには、遅くとも午前6時40分前後には家を出ないと間に合わないという状況になります。このようなことから、高森東校区の生徒を高森高校へスクールバスの送迎は困難であるというふうに考えております。なお高森高

校へは、平成24年度から就学支援として全員の生徒さんに入学金、教科書代、校外活動等に助成を行っております。生徒に対する公平性を保つということが第一と考えております。更なる支援は現状では困難であるというふうに考えております。

また蘇陽地区等につきましては、本町行政ではありませんので、バスをまわすということになると困難になります。基本的にはそれぞれの自治体の支援が必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

ただいま、教育長、また次長、懇切丁寧に説明をいただきました。先般の6月議会でも一応質問いたしておりますので、内々分かっておるわけでございますけれども、何はともあれ、まず、第一にその定員数を、どうしても2クラスを確保したいという高森高校の事実、その事実をどうしてもつくらなければならないというのが第一目的でございます。そのためには、どうしても生徒数を増やさなければならないというのが一番の目標ではなかろうかと思っております。熊本県立高森高校という位置付けの中であります以上、行政としてなかなか、高森町としてそこまで踏み込みができるのか、厳しい部分もございます。しかしながら、現在まで高校と中学校、高森中学校の先生方の交流授業と申しますか、いろいろな形で行き来をしながら、お互いに勉強を切磋琢磨していただいております。これも教育長あたりのお配慮のおかげと、大変感謝しているわけでございます。そういう面において、本当に高森高校の位置付けというものが高森町としては非常に光っておる。そう認識をいたしております。しかしながら、南阿蘇にいたしますと、どうしても親御さんに限っては、高森があるじゃないかという気持ちがほとんどあるわけです。しかしながら、現代っ子と申しますか、今の子どもさんにつきましては、なかなか高森に向いてくれない。お友達感覚で、あの人が大津なら、市内なら、というような形で、どうしてもそちらのほうに向いてしまうというのが今の状況下でございます。高森中学校においてもそういう部分がございます。私どもも親御さんといろいろな話を今しているところでございますけれども、まず親御さんが子どもさんに聞いてくれと、というような状況です。今の状況が子どもさん主導型と、これは立派なことでございます。しかしながら、その子どもさんが本当に行きたい希望が、高校が、将来に向けての学校なのかというお話をずっと聞きながら考えてみますと、ただ単なるお友達と一緒にいきたいと、いう感覚の部分が非常に多いと、というのが垣間見

えるわけでございます。そういう中で、高森高校の位置付けをどうしたら、本当に子どもさん方の目が向いてくれるのか、そこが非常に厳しい状況下であるというのが私の感想でございます。ですからして、先ほど申し上げましたように、高森町だけで、これは取り組むような状況下でないというのも気付いておりますし、同窓会といたしましても、南阿蘇村と連携した中で取り組んでおるというのも事実でございます。しかしながら、最終的には何を言わんかと申しますと、どうしてもその子どもたちを止めるがためには、方法論として通学というものが引っかかってくる、その中の助成というのがどうしても引っかかってくるのではないかというような気がして、先ほどの質問をしているわけでございます。そのあたりを含めまして、町長としてお考えを、今一つお聞きしたいと思っておりますので、その点、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番 三森議員のご質問にお答えいたします。

県立高森高校に対して、日頃より同窓会の会長さんということで、大変ご尽力いただいておりますことに関しまして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

まずは、この県立高森高校、すなわち、この高森町に位置があるわけです。先ほど佐藤教育長がおっしゃいました、高森町新教育プランのブランド化により、この高森で義務教育を受けたい、例えばの話。こういうことが今後出てくるのではないかと、台湾から研修に来られた方がおっしゃってた。また私もほかの方面から、その評価をいろいろ聞いております。すなわち、この高森町が今義務教育機関で取り組んでいる、高森町新教育プラン。それと今後、今進めております仮称就学前の子ども支援センター、複合型の子ども支援センター等々含めまして、大変教育を受けさせるには、この高森町は適しているという判断が、今後もっともっと構築されていくとするならば、その中でやはり、その教育をつくり上げたこの高森町、その高森町が高森町になくってはならない県立高森高校という位置付けを、もう現時点でやっているわけです。だからこそ、非常に県立高森高校の価値としては上がってくるのではないかと、このように思っております。先ほど答弁の中にもありましたように、ホームページでも1万件を超えるこのアクセス、これは高森東小中学校、このアクセス1万件と簡単に申し上げますが、これは大変なアクセス数でございます。日頃の授業での取り組みや、生徒、先生と一緒に取り組みが多分そのアクセス数を物語っておるのではないかと、このように思っております。また通学の補助等々

に関しましては、確かにこの行政の域を超えて、枠を超えてやるべきではないかという議員さんのこの心意気は、同窓会の会長さんとしては当然そういう思い、そしてどうにか手伝っていただけないかという要望に関しては、お気持ちは十分理解をいたしているところでございます。しかしながらやはり、どうしてもこれは山都町の問題になりますと山都も矢部高校もありますし、高森高校だけではない、いろんなところに通っている子どもがいるわけです。だからこそ、なかなか山都町の、例えば町長さんと話したとしても、なかなかすぐ即答ができるものではないというふうに思っております。そういう中で、例えば南阿蘇で取り組むことができないかという一環として、私が社長を務めております、南阿蘇鉄道株式会社がございます。現在、南阿蘇鉄道のこの総会の中でも、この高森高校の位置付け、そしてやはり通学の補助がどうにかならないかという、この声が南阿蘇地域からも出ているのは事実でございます。まだ決定等々はいたしておりませんが、今後この南阿蘇鉄道による通学の補助に関しては、やはり総会の中、理事会の中で、ほかの自治体も株主に入っておりますので、しっかり高森町が主導して、高森町になくてはならない県立高校という位置付けの元、しっかり提案をして、議論をしていかなければいけないかというふうに思っております。蘇陽地域の生徒の方が来ていただいていることに関しましては、大変うれしくございます。本当に議員さんが思われる、思いの部分は十分理解いたしておりますので、そのせつ、そのせつ、チャンスがあれば山都町の工藤町長にもお話をできる限りしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、9番 三森でございます。

本当に今、町長の答弁をお聞きしまして、大変うれしく思っております。思いは一緒でございます。南阿蘇につきましては、レールバス等を利用して、どちらに行くにしても使っております関係上、本当にそういう分においての高森高校との道と線、これは非常に温かいものがあるのではないかというふうに感じております。その点もよろしく、今後においてお願いいたしたいと思います。

それでは、第二点目といたしましてT P P問題と高森町の農業は、ということで挙げております。その中の高森町の農業形態の見直しは、二点目といたしまして、後継者激減する中で、農地を守る対策は、ということで出しております。T P Pにつきましては、皆さん方もご存じのように、マスコミ報道等もあっておりますよう

に、来年度に移ったということで確定をいたしておりません。2月からの話し合いの中でまた問われていくと、というようなことでございます。そのような中で、このTPPがもしも率にいたしましてもどれだけになるか分かりませんが、TPPが実現するのは、もう不可能ではない、もう間近なことになろうというふうに感じております。そういう中で高森町が、このTPPが発生いたしまして、本当に現状を踏まえてみましたときに、農業がどうなっていくのかというようなことが一番引っかかってくる。私たち農業者といたしましても、本当に若い者をこのまま、高森町の今の農業形態の中でどうしたら残って頑張っていけるのか。それでなくても、平坦部もそうですけれども、高齢化の中で引き継ぎ手の少ない状況が出てきておる。特に草部、野尻にいたしますと、高地でもございますし、そのような中で取り組む施設園芸にしても、農作物にしても限られた生産品になっていくわけです。そのような中で、どうしてその農地を守るがために、若い人が残っておればいいのですけれども。なかなか、その若者さえも平坦部に下って今、農業をしていくような状態。そうなりますと、いよいよ高森町も農業者の維持してきた農地が本当に守っていけるのか、それでなくても、今、獣たちの進出等に行政としてもいろんな施策でやっていただいております。そういう中で、今後の高森町の農業を含めて考えますと、本当に厳しい環境になってきたと実感しているのが今の現実でございます。その点を申し上げまして、課長のほうに、まずお答えを願いたいと思います。農林政策課長、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 9番 三森議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま、議員ご指摘のとおり、国はTPPの交渉を行っておりますけれども、年内妥結を断念したところであります。減反政策の大転換と合わせ、日本の農業にとって、特に本町のように条件が厳しい中山間地の農業にとっては非常に大きな問題であり、今後の動向次第では集落の存続さえ心配される状況になりかねませんので、この越年がただの時間稼ぎではなく、余裕を持って判断するための時間として、より良い結論を出していただきたいと思っていますところでは、一方ではTPP交渉に左右されるまでもなく、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、本町の農家の皆さんも営農継続していくことに少なからず不安を持たれているのではないかと考えているところでは、そのような中で、町としての考えのお尋ねでございますけれども、先般からお知らせをいたしておりますとおり、町では来年3月までに、高森町新農業プランの策定を目指しておりますので、町の基本的な考え方については、このプ

ランによりお示しをしたいと考えております。現時点で申し上げますこととしては、また申し上げておかなければならないことは、ちょうど1年前に国民の絶大な支持を得て誕生した現政権が、つい一週間ほど前に、今後の農業政策の柱となる農林水産業地域の活力創造プランを決定し、農林水産物の輸出拡大、米の生産調整の廃止、農地の大規模農家への集約など、具体的年数や数値目標を掲げて、農政の大改革を実現することを表明しております。その中で、今後の政策がほとんどの部分で、大規模農家や営農集団などを対象とされることは間違いなく、町といたしましては、様々な政策について、町民の皆さまに周知を図ってまいりますので、農家の皆さんには早期に大規模化や集団化ができるように理解を深めていただく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。ご答弁ありがとうございます。

今、課長のほうの答弁にありましたように、高森町のこの地形の中で、大規模化という言葉が当てはまるのか、そういう組織づくりができるのか、大変懸念される地形の中で農業をやっていくということは、大変不可能な部分がある。それだけでなく、先ほども申しましたように、畑作においては、昭和40年代から高冷地野菜ということで、本当に高森町の農業を支えていただいた山東部でございます。そういう山間地の高冷地野菜というものが現在どれだけできているのか。その人たちが先ほども申しましたように、大きい形の人が、逆に言いますと平坦部に下って大きい野菜をつくっていくというような形が出てきている状況下でございます。そういう中で大規模化という言葉が本当に高森町に当てはまるのか、そこらあたりを危惧しているところです。逆に大規模化するよりも、農地を離れる耕作者というものが、今後多くなっていく、そういう環境になりつつあるということを私は申し上げたかったというのが第一番です。それがこのTPPの問題が来年度決着でもすれば、ますます関税率の撤廃、あるいは20%、30%と低い形になってきますと、いよいよ日本の農業がどうなるのか、高森町の農業がどうなるのか、ましてや高森町の農地がどうなるのか。獣の住処になるのか、そこらあたりを危惧しての私の発言でございますので、農業をすることによって、今までは農地を維持してきたというのが今までの高森町の形態です。そういう中において大規模化という言葉が当てはまりはしませんよと、私は言いたい。そういう中で、今後、高森町の農業をどう進めていくのか、そこらあたりの手立てというものを行政として考える必要があるのでは

はないか。農協としても対応するべき必要性があると私は思うわけでございますので。その点を含めて今一度、課長のほうに答弁をよろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 農地の維持ということは、今後大変難しい問題も出てきますけれども、例えば本町では肥後むらさきのブランド化研究会ということで立ち上げまして、少しでも農産物の価値を高め、収入を多くしていただくという運動をしておりますことは、議員さんも、もちろんご存じのことでございますけれども、この中でいろんな話がありますけれども、いつも問題になるのは技術力の差ということがありますけれども、根本にはやはり経営感覚の差から生まれることではないかと思っております。ですから行政といたしましては、頑張る人は応援することはできるのですけれども、どの程度まで突っ込んで応援するか、これは非常に難しい部分がございます。あくまでも経営感覚を持っていただくことは、やはりこれは仕方がないことでありますし、国もこの新しい地域の活力創造プランの中でも、経営マインド、経営感覚を持つ農林漁業者の育成ということを挙げておりますので、そういった活動も今後はやっていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

積極的な、いろいろな情報を取られて、高森町が今後生き延びるために、また農地を守るためにどうしたらいいのか、どうすべきなのか、そこらあたりはしっかりと考えて、今後の農業推進、あるいは後継者育成にご尽力方をよろしくお願いを申し上げます。今の点につきまして、町長のほうにも一言いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番 三森議員のご質問にお答えいたします。

このですね、国の急激な農業施策の大転換、そしてその中でTPPの問題や減反の転換等々ございます。まずは高森町議会といたしましては、TPPに反対の決議をなされているという立場からのご質問だというふうに認識をいたしているところでございます。その中で、この中山間地帯を持つ、特に地理的条件が非常に厳しいところはどうなるんだ、という懸念事項があるわけです。一方ではTPPによって経済の、要は外に向かって打ち出していかなければいけない、要は儲かる農業をや

らなければいけないというような政府の考え方もあるわけであります。ただし、そもそもこの儲けというのは付加価値です。原料を生産する農業としては、そもそもが儲けというのはなかなか存在していなかった。しかしそれを6次産業化によって儲かりましょうと、形にしましょうということであります。しかしながら、それができるところとできないところがあるというのが現状です。そういう中で、今回政府の政策転換によって、農地集約機構、中間管理機構、そういうなるものが農地の集約の間に入るといってございしますが、確かにうまくいくところもあるでしょう。そして議員がおっしゃるように、うまくいかないこの高森町の地域もございします。しかし全体的にまだまだこの施策が私は全て成熟しきった施策とは思っておりません。例えばできるところといたしても、ではできたところの次の世代の若者はそこを離れてしまったら、すなわちそこには何もなくなります。なので、地域を守るといってどこかで必ずキーワードとして、今後農業の施策の中に政府も強く打ちこんでくるのではないかとこのように期待をしているところでございします。それと同時に、なかなか集約ができていく地域に関しましては、先ほど佐藤課長が答えましたように、仮称新高森町農業プラン、現在、信州大学の加藤先生と農林水産省からきております藤原さんが主体となって、このプランニングの制定に向かっています。もちろん、これから変化する農業に対応できるこのプランニング、柔軟に対応できるプランニングを考えていただく、そしてつくっていただく。そのプランニングこそが、将来これからの高森町、これからの日本の農業の中で、これからの高森町の農業が何をしなければいけないのか、できることは何なのかというときに、対応できるプランになっているということが非常に大事ではないかというふうに思っております。大変高レベルな議論もなされているとお聞きいたしております。また、各農家の方にアンケートも行いました。なかなかこのアンケートに関しましては良い意見、そして厳しい意見、そして不安な意見等々、いろいろあったと思います。しかし、この全戸からアンケートを取ったということは意義があると思います。また、このアンケートにおいても、職員が回収いたしております。若い職員は、この高森町の主産業が農業であるという認識がまだはっきり確立化してない職員もいるとは思いますが、やっぱり農業が全部主産業なんだという認識を持って、今後、更にアンケートを取るときは、職員にもしっかりと農家の方と話して、アンケートの問題や質問が分からなかったらこういうことですよ、ということが説明できるような職員を育成していかなければいけない。そのことによってしっかりしたプランニングが途中必ず更新していきますのでできていく。それが国に順応に対応する高森町の農

業プランニングだというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございました。

積極的なこれからのご指導のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、森林整備事業について、ということで、高森町の森林の現状について少し申し上げたいと思います。

森林面積においては1万3,380ヘクタール、民有林面積1万805ヘクタール、人工林面積8,262ヘクタール、人工林の中の植栽、杉につきましては7,019ヘクタール、ヒノキにつきましては910ヘクタール、その他333ヘクタールと、このような状態で高森町の山林は植栽をされている状況でございます。昨年、皆さま方もご存じのように、異常気象の中で起きた集中豪雨によりまして、植栽された人口林、杉、ヒノキ等の災害が非常にクローズアップされたような状況下でございます。昨年度の災害をみてみますと、必ず山が発信源になっているという部分が非常に多かったという印象がございます。特に密植された今、現在30年から35年程度の山、このあたりの山がほとんど間伐ができておりますけれども、できていない部分が非常に多いというのが現状です。高森におきましては、事業によって間伐補助金等もだされております、県との中で出されておりますので、ある程度できている部分が多いわけでございますけれども、まだまだ間伐の追いついてない箇所が相当あるというのが現実でございます。そういう中で、間伐等においての、どうしても木材価格が低下していますので、特に間伐等に手が回らない、間伐等に金がかかるという部分がございます。そういう中で、今後間伐が進み得ない部分が出てくる可能性もございます。どうしても危ない箇所の間伐というものは、早くやっておかないと、このような異常気象の中でどのような災害が起きるやも分かりません。そういう環境下の中でございますので、木材についての間伐を、今後どの部分からどういう形でという方向付け、このあたりも森林組合と一緒にやりながらやっていただいたなら結構かと思いますが、その点を最後にお聞きしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。農林政策課長、お願いをいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 今、議員がおっしゃいましたとおりに、木材価格は最近になりまして、来年の消費税増税を見据えて少し上がっておりますけれども、バブル期以降の低下は著しく、山林所有者の管理意欲を減退させる中で、町は森林組

合と連携しながら、森林整備地域活動支援交付金事業、針広混交林化促進事業、森を育てる間伐材利用推進事業などを実施してまいりましたが、戦後に植林された山林は非常に広大で、なかなか間伐等も進まない状況でありますし、特に不在地主の山林は手つかずのままにされているところを良く見かけます。また、その一方では、主に民間の会社がある程度まとまった面積を全伐し、所有者は再植林することなく放置しているところも少なくないことから、今後は熊本県、および森林組合やその他の団体との連携を更に強めて、事業の推進を図るべきだというふうに考えております。また、議員がご指摘のとおり、危険な箇所の放置山林につきましては、森林組合も事業の中で遠隔地の所有者と連絡を取りながら、間伐を進めておりますので、所有者との調整がつけば間伐の事業を進めてまいりたいというふうに思っております。そのような状況ですけれども、昨年の災害におきましては、本町におきましては、結果として多くの立木が堆積したという結果がございましたので、あたかも人工林が被害の拡大を招いたようにみえる部分もございましたけれども、昨年の場合は、今まで経験したことがないような量の雨が降り、例えば根子岳でありますと、頂上部分の灌木の部分から大きな土石流が発生しており、多くの場所では、民家や集落への直撃を防いだことも事実であったというふうに考えております。今後も放置山林が災害の原因と言われたいような取り組みをしていく必要があると思っております。なお、平成26年度からは熊本県の森林整備課のご配慮によりまして、以前、少し活用がございましたけれども、南郷地域の特産であります南郷檜のブランド化に向けた新たな取り組みを行うこととなっております。本町を始め、南阿蘇地域の林業活性化に繋がることが期待されますので、どうぞ皆さん方のご協力をお願いしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、三森です。

ただいまの課長の答弁がありましたので、大体分かりましたが、最後に町長のほうにも一言、付け加えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

三森議員の森林整備事業ですが、木材価格の低下に伴う間伐と災害についてということで、最後に答弁してくれということで。議員がおっしゃりたい、要は昭和の

頃から杉を植えてきて、そのことによって災害のときに流れて、非常に甚大な被害をもたらしているところがあるということ。だからこそ間伐をもっと促進しなければいけないのではないか、ということだというふうに思っております。まず、この災害に関しまして、全国どこの地域、これは阿蘇だけではないと思います。山あいはこの危険性は十分高いわけです。そういう中で、直下で真下に集落がある場合、それと遠くにある場合、これはやはり環境が違うと思います。例えば集落がなく、人がいない、集落がない場合には、やっぱりどっちかという、先ほど佐藤課長が答弁したように、森林で止まった部分もございまして、現実には、やはり直下型のところになりますと、どうしても先に間伐をしとかなければいけないということで、この件に関しましては県も十分認識いたしております、現在、森林組合もこの間伐の事業を、どんどん新たな促進事業として打ち出してきていただいておりますので、これを待たないで、スピード感を持って町としては、県や森林組合と一緒に促進をしていかなければいけない。逆に提案もしていかなければいけないというふうに考えております。それと先ほど南郷桧のお話がありましたが、この南阿蘇南郷谷、特に高森町が非常にこのブランドとして、日本や世界に誇れるこの南郷桧、ほかにないのです、これは、ないからブランド化が大変しやすいということで、30年前にも取り組まれたというふうにお聞きいたしておりますし、その文献や資料も全て読ませていただきました。そういう中で、現在、林野庁の官僚さんが熊本県にお越しになられており、非常にこれをやりましょうということで、高森の農林政策課と一緒に基本的には進めていくということで、今、そもそもの見直しをこれから手がけるところでございます。これは非常に明るい材料ではないかと、一方でいいですというふうに私自身、認識いたしておりますので、高森町といたしましては、この国の林野庁、そして熊本県も一緒になってやっていただけないかということですので、ぜひ、このブランド化に向けて頑張っていきたい。そして議会議員の皆さまのまたお知恵とご協力を、更なるご協力をいただきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、どうもありがとうございました。

大変長い時間になりましたけれども、これをもって私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。14時05分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

今回の質問は、防災と見守りについて質問させていただきます。防災に関連した質問は、昨年の九州北部豪雨災害後、私を含め、多くの議員が質問を行い、町としてはこれまでもいろいろな事業を行ってこられたところであり、合わせて既存の消防団や広域消防にも力を入れ、万が一の有事に備え、整備されておられることは皆さん承知のとおりであります。更に、本定例会に高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正が上程され、これまでに消防に携わった経験者を中心に、機能別団員の設置が提案されました。このことは災害を最小限度に食い止める意味合いからも、意義のあるものだと思っております。

さて、平成25年度高森町一般会計当初予算概要書では、既存組織の強化に加え、住民の防災意識向上を目指した、自主防災組織の再構築を挙げられておられます。合わせて、本年、モデル地区を選定し、防災訓練等の取り組みを行います、ともあります。私の住む地域においても、町部の中では高齢化率が非常に高く、以前に63年災を経験した地区として、この自主防災組織の立ち上げは必要不可欠なものと考えております。では、どこからどのように立ち上げればいいのか、となりますと、皆一様に何から始めればいいのか分からない現状であります。そこで、立ち上げの参考とさせていただきたく、現在、モデル地区を始め、各地域での取り組み状況がお分かりであれば、報告をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 2番 後藤三治議員からの、ただいまの一般質問をいただきました。モデル地区自主防災組織の取り組み状況を中心にお答えをいたしたいと思っております。

議員のお尋ねのとおりでございます。昨年7月12日の大災害におきましては、

一つの教訓になったかと思いますが、地域の意識も高まり、私たちももちろんそうですが、改めて実際に何をどうしなくちゃならないということを、身を持って体験させていただきました。私どもは災害の実施本部といたしまして、考えられないことがいろいろと出てまいりました。そういうことで役場内の災害対策本部におきましても、消防団と一体となって、また警察、消防、自衛隊と一体となって、その対策について改めて認識をしたところでございます。

さて、モデル地区の自主防災組織の取り組み状況についてをご紹介申し上げたいと思います。本事業の推進につきましては、昨年12月の駐在嘱託員会議におきまして、事業の趣旨説明等を行い、事業実施規模を取りまとめましたところ、芹口地区と河原地区からの要望が寄せられました。これを基に検討、協議を行いまして、芹口駐在区と河原1、2駐在区をモデル地区に選定いたしました。このことにより、まず両地区のこれまでの取り組み状況をご説明いたします。

議員のご質問のとおり、何をどこから始めるか、というのが一番大切なことかと思えます。そういうことでございますが、まず芹口地区におきましては、1月31日、4月10日、5月31日の3回に渡って事前の打ち合わせ会議を行いました。当然、私ども担当のほうも出席いたし、助言を行いながら、その後6月9日に自主防災組織の防災訓練を実施されております。その際の内容といたしましては、防災訓練ということで避難、それと消化、AED、これは自動体外式除細動器と申しますが、その操作方法、それから心肺蘇生、炊き出しなどの各訓練を実施いたし、阿蘇市で被災された2名の方々にもお越しいただき、昨年7月12日に被災された実体験等の講話もしていただいております。訓練参加者の方々には実のある体験だったというふうに報告を受けております。訓練には芹口地区住民の96%という、本当にたくさんの方々に参加いただいております。2月と、それから4月にありました不審火による住宅火災においても、その意識が住民の危機管理意識ということで、その気持ちを押し上げたのではないかと思います。防災訓練実施後はアンケートも取られており、大変良かった、これを基に実のある防火、防災対策にも繋がっていきたい、という意見がたくさん出されたというふうに聞いております。また、このアンケートの議題を基に、それぞれ、また改めて意見を出し合われた反省会も行われたと聞いております。すでに次を見据えた展開も行われておるということでございます。芹口地区は32駐在区の中でも高齢化率が上位にあります。したがって、きめ細かな避難体制を構築するために、集落ごとに連絡員を設けられ、避難を必要とされる方のために、誰がどなたを避難のときにつけて避難させるか、

というような具体的なことも決められております。それを基本に地域の連絡網を整備もされ、漏れがないような体制づくりをされたということが特徴的でございます。

次に、河原地区につきましては、3月21日、4月11日、5月11日、6月22日、8月9日、9月20日、10月18日、11月13日など、計8回に渡って事前の打ち合わせ会議が行われております。そして先般、12月8日の日曜日に自主防災訓練の防災訓練が実施されております。訓練内容は避難、消火、AED操作、心肺蘇生、炊き出し、消火栓の扱い、使い方などの訓練が行われております。河原地区におきましては、昨年7月12日の九州北部豪雨災害において、県道に架かる橋が落下いたしております。そして高森に行くために阿蘇市かもしくは竹田市経由で迂回しなくてはならない、という大きな被害を受けておられますので、身を持って皆さんは自主防災組織と、そしてそのための訓練の重要性を認識していただいているところでございます。河原地区におきましても、参加者からアンケートも採られており、ほとんどの方が、意義のある訓練である、というふうに回答されております。それを議題に反省会も行われておりますが、年末という時期もございました関係上、改めて参加につきまして多数の参加が得られるためにということで、年明けに再度の反省会を実施するというところで現在計画されております。河原地区におきましても芹口地区と同じく、集落ごとに連絡員を設け、避難の際に困られる方々のための体制づくり、連絡網の整備も行われております。このように、本年度におきましては、芹口地区と河原地区を自主防災組織の育成強化のためのモデル地区として選定し、訓練が実施されたところでございますが、町といたしましても、今後も駐在区を核とした自主防災組織の推進や育成等を進めてまいりたいと、このように考えております。ご承知のとおり、昨年の豪雨災害の教訓から、先ほど申し上げましたが、私たちは改めて公助の限界を知らされたこともございます。そして共助の部分の重要性、そして自助についても住民の皆さまのご理解とご協力を得ることも大切なことであるというふうに考えております。これらの視点と重要性を認識しながら本事業に努めてまいりたいと存じます。具体的方策として、新年度におきましても、自主防災組織育成強化のため、地元駐在員、嘱託員の皆さんや、消防団、そして各種団体との連携を図り、地域防災力の向上のためにも働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上、2番 後藤三治議員への一般質問へのお答えといたします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。

大変詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。まず、このような状況につきましても、私が今日、質問するに限らず、広く町民に周知するとともに、それぞれの地域の自主防災組織の立ち上げに役立てていただきたいと思います。災害はいつ、どこで発生するか予想がつかないであるならば、できるときにできる対策を講じていくことが大切と感じております。ただいまいただきました報告を基に、私の地域におきましても、自主防災組織の立ち上げを早期に行う考えであります。ありがとうございました。次の質問をいたします。

以前、災害時要援護者避難支援体制の整備はどうなっておりますか、という質問に対し、現在、その整備を進めているところ、との答えでありました。その後の整備の進捗状況を教えていただきたいと思います。また、本年7月から11月にかけて、要援護者を主体とした防犯訓練を実施することでありましたが、その状況についても合わせて答弁願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 2番 後藤議員の質問にお答えします。

まず、支援体制の整備状況ですが、お年寄りや心身に障害のある方など、安全な場所への避難を要する、災害時要援護者につきましては、平成22年度に災害時要援護者支援システムを導入いたしまして、要援護者台帳、個別の避難支援のプランや、避難支援計画の策定と情報の共有、また災害時の安否確認、避難所でのサポート体制の確立を行っています。情報をより正確なものにするために、年に1回、民生・児童委員の方々の協力を得まして、地域の要援護者調査を実施し、更新をいたしております。災害時における高齢者や被害者等の災害時要援護者を支援していくためには、普段から地域ぐるみによる支援体制を構築することが必要であります。先ほどから自主防災組織の話がありましたが、発生直後は公的機関によります要援護者支援等の緊急対応、つまり公助には限界があります。被害を最小限に抑え、災害後、早い段階での救助も必要となりますので、そこで住民一人一人が自分の地域は自分たちで守るという、自助、共助の取り組みが大変重要ではないかと考えております。これらの役割を担う組織が先ほどから出ております、自主防災組織であります。要援護者を含めた防災訓練につきましては、本年の9月1日に上色見地区で防災訓練を予定しておりましたが、あいにくの台風接近によりまして中止をいたしております。この訓練につきましては、改めまして平成26年度に実施をする予定であります。この訓練は、要援護者の救助方法等も含めまして、防災訓練を行う予定です。そのほかの地域では、先ほど紹介がありました、芹口、河原地区、更に

横町地区が自主的に防災訓練を実施をされております。3月には草部北部地区で防災訓練をされるというふうに聞いております。

以上、報告といたします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま、災害時要援護者避難支援体制の整備については、その整備は終えているとのことでありまして、また要援護者を主体とした防災訓練については、台風の影響で実施できなかったという答弁でございます。このことにつきましては、平成26年度に再度行うということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。そこでお願ひすることは、今、話にもありましたけれども、せっかく災害時要援護者避難支援体制の整備が終えているのであれば、その避難支援体制を活かした防災訓練の実施を再度お願ひいたします。防災訓練においては、健常者はある程度の自己判断ができますが、要援護者となりますと、介助員の手助けが何よりであり、この繰り返しこそが災害を最小限度に食い止める要因になると思われまますので、今後とも計画をよろしくお願ひいたします。次の質問を行います。民生・児童委員の役割について質問いたします。

これまでの質問の中でも、人材そして中心的な存在として活動されておられるのが民生・児童委員です。ご存じのように、民生・児童委員の役割は民生委員法により、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする、とありますが、現状は多忙極まりないほどの活動をされておられます。ある民生・児童委員の話では、民生・児童委員の活動は、家族の協力があってできることです、との返事で、それはなぜかと申しますと、家で一番忙しいときに、民生・児童委員の仕事に温かく送りだしてくれるからです、とのことでもありました。民生・児童委員の仕事の一例を紹介しますと、先ほどからお話しております、防災や見守りに始まり、日々の生活相談、生活保護、老人、一人暮らし、介護、保育所入所等、役場の職員と同等の仕事をしているといっても過言ではありません。私自身、本当に頭が下がります。このような状況から民生・児童委員の役割は以前に比べて大きく、本年の改選時の後任の選任においても苦慮している状況であります。そこで、町としてこの民生・児童委員の役割をどう考えておられるのか。また民生・児童委員の手当て等を見直す考えはないのか、お伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 自席から失礼いたします。

民生・児童委員の役割につきましては、議員が言われましたように、地域福祉の協力者として民生委員法に定められておりますが、少子高齢化が進む中、福祉だけに限らず、幼児虐待問題から高齢者の見守りなど、職務の範囲は多岐に渡っております。先ほどから話のありました、自主防災組織につきましても、関係団体はもちろんです。民生・児童委員の協力がなくてはできないものであります。このような状況の中で民生委員の担い手不足が、最近では都市部を中心に常態化をいたしております。民生・児童委員の任期は3年となっております。本年が改選の時期です。新たに29名の方をお願いをいたしまして、12月1日より新民生・児童委員さんの方々の活動を開始されております。本日も皆さまご存じと思いますが、民生・児童委員会で弁当をつくりまして、町内全域の独居の高齢者の方に、約360名ほどいらっしゃいますが、各戸に配付をし、年末の挨拶を兼ねて安否確認事業ということの一環として、今日は活動をされております。災害時支援システムにつきましても、民生・児童委員さんの支援なくては活用できませんし、整備もできません。行政といたしましても、委員の皆さんと協力し合い、地域福祉の充実に努めてまいりたいと思っております。

先ほど手当ということでしたけど、近隣の民生委員さんの情報を調べておりますので申し上げたいと思います。南小国町が民生委員さんが14名ですが、民生委員協議会のほうへ107万8,000円を支出しております。小国町は活動助成ということで、年額1人当たり4万9,000円、会議の費用弁償として2,000円を支出しております。産山が会議の費用弁償が1,000円、民生委員協会へ60万円支出をしております。ちなみに民生委員さんは6名ということです。本町におきましては、民生委員協会へ350万4,000円を県の補助金を含めまして支出をいたしております。このうちの255万2,000円、これを各個人の活動費ということで8万8,000円の29名が255万2,000円になりますので、こちらを民生委員さんの活動費ということで使用してもらっています。会議等のときには実費分を支出しております。民生委員の場合は、無償となっておりますので、報酬がありませんので、年報酬がありませんので、活動助成ということで本人の手元に渡るようになっております。南阿蘇村のほうは年間に7万1,000円です。会議のときの費用弁償が2,000円。西原村のほうは6万8,000円と費用弁償が2,000円ということで、本町におきましても一人当たり8万8,000円という金額は決して安いほうではないのではないかと思います。手当につきましては、近隣町村とのバランスを考えながら、今後は変更がある場合等の決定等も、周りの

状況を見て判断をしていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま、近隣の市町村の状況も教えていただきまして、決して安くはないお金を支払っているというような答弁でございますが、本町では財政厳しい事情ということで、以前に日当、それから研修旅費の廃止を行ってこられました。今、お聞きしますと、他町村では日当は大体平均2,000円ずつ支払われているということでございますが、本町は実費ということで、町内の民生委員さんには実費は払われていないというのが現状でございます。そういった意味合いもありますので今後、活動の実態と見合った見直しを考える必要があるというふうに思います。これにつきましては、今後十分な検討をされるようお願いをいたしておきます。次の質問に移ります。

現在町が整備されています、情報通信基盤整備の高齢者見守りサービスについて質問いたします。この質問については午前中、1番議員が質問されたことではありますが、違った意味から私の考えとして、再度質問させていただきたいと思えます。

この事業の主体は、高森光ネットワーク株式会社が行うサービスを町が活用するものであることは承知いたしておりますが、私は以前、福祉課職員として役場に奉職していた20年前、ある研修会の席で人吉、球磨地区の山あいの町村で、住民の健康管理と医師のいない無医地区解消として、同様なサービスが行われていたとの話を聞き、本町にも将来このようなサービスができないものか、と常日ごろから考えていたことであり、今回の整備には大いに賛同するものでありますので、今後、こうあってほしいとの願いを込めて質問いたします。

そこでまず、今回のサービス内容を詳しく説明願います。と言いますのが、このパンフレットから読み取る分は、対象者とその情報を必要とするものとの交信のみで、役場としての関わりがみえないように思います。更に申しますと、異常があっても遠距離であるため、早急な対応が出来ない事例等も考えられます。先ほど申しましたように、高森光ネットワーク株式会社のサービスを利用しているという点もあろうかと思いますが、そのへんも含めてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 2番議員さんの質問にお答えします。

今、質問の件につきましては、議員がおっしゃいましたように、光ネットサービスが独自にします、いわゆる民間事業でございます。ということをお話申し上げますと、高森町が今回の整備で関与しておりますのは基盤整備の部分、すなわ

ちケーブルを敷設し、サービスが提供できる状態にするといったとこまでが町が関与している部分でございます。オプションの部分も仮に町が活用するとしますと、新たな費用負担等の発生が当然見込まれるわけでございますので、そういった費用対効果といいますのを、十分検討するため、そういった時間が必要であるということも汲み取りいただきたいというふうに思います。ではその質問内容のこういったサービス化ということで、私のほうで認識しております範囲について申し上げます。

このサービスにつきましては、回線を通じまして、一人暮らしなどの高齢者の見守りをサポートする一つのアイテムとして、いわゆるオプションとして設定されております。これには3種類ございまして、まず一つは緊急通報ボタンの設置ということで、本人が緊急ボタンを押すと、所定の相手にメールが送信されると。次によく利用する家電の電気の流れを感知するとメールが送信されると。また3つ目がドアの開閉を感知するとメールを送信するといったものでございまして、2番目と3番目に申し上げました、家電の電源の流れを感知するやつと、ドアの開閉を感知する仕組みにつきましては、送信がなければ何か問題が生じているのではないかと。ということで、対応できる見守りサービスというふうに認識しているところでございます。メールの送信の相手方としましては、これは事業の内容をそこまで私ものほうも把握しておりませんが、恐らく一番身近な隣組でありますとか、あとご家族、親戚、そういった方になろうかと思いますが、最大5件まで登録が可能ということで、この資料のほうにはございます。

もう一つ関与するという部分が、町がどういった関与をするかという分では、あくまでも、このサービスは、先ほど町長が申しましたけども、民間事業者の方がいわゆる、もちろん営利を含めてされる事業でございますので、町としては独自のシステムを構築する必要があるというふうに、将来的にそういった考えでおります。最終的に委託なり、何らかの方法によりまして、さっき議員がおっしゃいましたように、例えばの話でございますけども、見守りセンターといいますか、そういったところでメールを総合的に管理できて、初期対応ができるようなシステムになれば、町としての安心、安全といいますか、そのへんの確保はできるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 午前中の質問でも今、課長が言われましたように、このサービス自体はその事業者が設定しているものに町が乗っかると、いう形で今回は対応す

るということですが、その後に町独自のそういったシステムを、今後開発したいというご報告もあっております。私としては、やはり町が関わったそういう新しいシステムを、早期にやはり構築していただきたいと思っていますところ。今回のサービスプランをみますと、先ほど質問でもありましたけれども、初期費用は0円ありますが。月額費用は700円と。やはりそういった一人暮らし、そういった環境にある人で、やはり毎月700円となりますと、やはり出費も多くなることから、私としては基本サービス同様、こういったサービスは町として当然行わなければならないサービスの一つという認識から、月額700円をやはり当分の間、無料にしてはどうだろうかという考えも持っていましたけれども、先ほどお聞きしますと、将来的にそういったときにまた考えたいというお話でございましたので、それ以上はちょっとお聞きしませんが、もう一つ、この65歳以上の高齢者のみの世帯に限る、というふうに限定されておりますが、当然、毎年65歳になられる方が、毎年出てくるわけですが、これをみますと、今年、あるいは来年までは、その65歳対象者については初期費用の3万円はいらないということですが、その後、65歳に到達された方については、この3万円という初期費用もかさんでくるとなると、やはり先ほどから言いますように、年金生活者にとりましては、3万円を払った上に月額費用を払うとなると、本当は使いたいサービスではあるのだが、それだけの出費はできないというお考えの方もおられると思いますので、この高齢者見守りサービスのつきましては、町独自のサービスを一日も早く構築していただいて、やはり役場の責務として見守りをしていただきたいと、強く要望いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問であります。先日、議会議員の研修といたしまして、石川県輪島市を訪問し、ちょうど私が今日質問します、防災や見守りに関する取り組みを研修してまいりました。せっかく研修いたしましたので、もし私もその研修内容聞いて、本町にもあったらいいなという思いから、少し研修を紹介し、それが本町に活かさないものか、ということで質問させていただきたいと思っております。

輪島市は人口3万人で、面積426平方キロメートル。市でありますので高齢化率はそう高くないだろうと思っておりまして、現在の高齢化率が39%、来年には40%になる見込みである、というお話でございました。市として近々の課題は、高校生がほとんど地元に残らないこと、とのことでもございました。この課題は本町においても言えることで、地元子どもたちの教育を支える意味では今、本町が進めている高森町新教育プランの成果が問われる。また私自身、今後注視して

いきたいというふうに思っているところであります。

さて、研修内容でございますが、輪島市の見守り体制については、平成7年度から民生委員の日本見守りマップづくりに始まり、その後、傾聴ボランティア事業、平成19年3月に発生した能登半島地震を契機として、平成22年から民間企業と市の協働による試みとして、地域貢献見守り事業をスタートさせた、とのことでした。スタート当時は27社だった企業が、現在では55社まで増えたと。協定締結事業者としては郵便局、電力会社、新聞社、新聞販売所、農協、牛乳販売店、プロパンガス会社等々と協定を結び、あらゆる年齢層を対象とした見守りを実施しているとのこと。その見守りからみえた結果としては、人命救助に繋がった事例がある、とのことでありました。この人命救助の事例の多くは、要介護認定者のように、ヘルパーなどと日常的に関わりを持っている方ではなく、いわゆる監視員健常者、特に持病のある方を含む、とのことでした。また、この通報者のほとんどは新聞配達や、牛乳販売などの、毎日直接お宅に伺っている事業者がほとんどであったとのことでした。そこで本町においても、阿蘇やまびこネットワーク事業が福祉協力員、警察、消防、郵便局による声掛け方式の見守り事業を展開しておりますが、その現状はどうであるのか。また今後は、より住民と密接な関係にある、これらの新聞配達員や牛乳販売員の店員さんを巻き込んだ、見守り体制の確立を行う考えがあるのか、住民福祉課長の考えをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 地域見守りに関しまして、平成9年度より、社会福祉協議会におきまして、阿蘇やまびこネットワーク事業に取り組んでいます。本町においては主に、地域ふれあい事業、子育て事業等を実施しておりますが、地域ふれあい事業では、高齢者の自立支援、社会参加、健康づくりなどの検証をするために、朋遊館を拠点といたしまして、老人福祉事業を本年の11月より新たに始めております。見守りといたしましては、各組織の協力を得まして、幼稚園、保育園、小学校の園児児童より、お年寄り宛てに手紙を書いてもらい、郵送することで配達員の方に安否確認をしてもらっています。また、昨年の災害を受けまして、社会福祉協議会に依頼し、独居老人や要援護者を地域ぐるみで支援するための小地域ネットワーク連絡会を昨年の8月の立ち上げたところです。民生・児童委員、駐在嘱託員、老人クラブ、消防団、女性の会、ボランティア協会等の協力を得まして、各地域の現状、課題を協議いたしまして、より地域に踏み込み、最終的には地域で要援護者を支援できる体制の構築を目指しております。更に阿蘇やまびこネットワーク事業

の一環といたしまして、行政、警察関係、福祉施設、医療施設、学校等と連携を密に取りまして、地域福祉包括的な会議を実施いたしまして、地域福祉の町づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 阿蘇やまびこネットワークの関連の事業についてご説明いただきまして、ありがとうございます。今後も住民により身近な見守り体制の構築をお願いしたいと思います。

次に防災に関してですが、輪島市では阪神淡路大震災を教訓として、人という資源を活用し、防災士制度を誕生させた、とのことでした。当然のこと消防団組織はありますが、この防災士になるためには、市独自の養成講座を受講し、相当程度の専門性を持ったリーダーとなります。現在では409名が各地域で活動しているとのことでした。また、この防災士は地域社会の防災リーダーとして主体的な行動、総合的な防災力向上の中心となり、活動ネットワークの繋ぎ役、防災関係間の純粋ネットワークの繋ぎ役を主な役割としており、活動としては災害対応、緊急対応、自主防災活動推進、更には緊急救護訓練、消火訓練等を行っているとのことでもあります。なお輪島市では、防災士への個人報酬はなく、自主防災活動の助成制度として、地域住民の自発的な防災活動に助成を行っているとのことでありました。助成の主なものとしては、それぞれの地域で構成する、世帯数に応じた助成額や、自主防災活動促進等事業として、防災訓練に必要な防災機材の購入費、避難マニュアル作成、防災マップ作製費用の助成、更には地域ぐるみ、除雪機器等整備事業として除雪機の購入や、トラクターのアタッチメント購入費も助成しているとのことでありました。これらの取り組みを本町の実状に照らしたとき、まさに冒頭でも述べました、今回改正される消防団組織の機能別団員に相当するものだと感じました。この機能別団員の多くは以前、消防に携わった今は一線級を退いた、経験を持つ方々と思われ、消防組織の強化はもちろんのこと、自主防災組織を構築する上でも要となる方と信じております。そこで機能別団員の活動は、高森町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第2条の2、第3項に規定する、町長が定める特定の消防事務を処理する団員とする。すなわち、消火活動にあたる団員と思われませんが、自主防災組織構築の上でも、その地域のリーダー格として必要な存在と考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。合わせて、輪島市の地域の自主防災活動の助成制度について、いくつか報告を今いたしました。本町の自主防災組織の取り組みにあった助成を、今後行う考えがあるのか、お伺いしたいと思います。よろし

くお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問にお答えいたします。

まず私に今、質問をしていただきました、要はこの消防団機能別団員と自主防災組織の関係について、ということだというふうに認識いたしております。その前に、今日の質問の順番どおりに、通告どおりのこの3番、民生・児童委員の役割についても、これは民生委員法の将来、改正等々に向かってやはり国がしっかり考えていかなければいけない部分というのはあると思います。これはやはり国政の仕事であり、私たちもやはり国にも県にも、ここはやっぱりそれに見合うこと、要は議員がおっしゃる、見合うという部分です。見合うという部分に関して、確かに奉仕の精神、ボランティアというのは十分理解いたしておりますが、やはりそこに、本当に過度な分がかかっているのではないか、という部分もしっかり精査していかなければいけないのではないか、というふうに私自身、個人的には思っている次第でございます。だからこそ、今年は交際費を使わせていただきまして、民生委員さんの研修には私も1日同行させていただいた次第でございます。また今日は、独居世帯の方にお弁当をつくっていただいて、本当に私も昼にいただきましたが、先ほど会場にも行ってきました。ああいう活動を行政はやはりバックアップしていかなければいけない。決まり事だけでは規則は、法律だけでは語れないところがあるということは十分認識いたしておりますので。またそのせつには議会にもご協力をいただきたいというふうに思っております。

それと、情報基盤通信の高齢者見守りに関しまして、先ほど午前中に1番議員さんの質問にお答えしたとおりでございますが、よく世の中でテレビを通じて、例えばスマートタウンとか大手の会社が見出しはいいのですが、これはできる世帯とできない世帯が出てきます。それはなぜかと申しますと、データ放送だけでやるとするならば、リモコンのチャンネルもデタポンと同じなのです。1回合わせる、2回合わせる、3回合わせる。果たしてこれが、高齢化率が高い当町といたしまして、本当に全員が、全家庭がこれを使えるのかと、全世帯の方が使えるのかと考えたときに、非常に高齢者にとっては操作自体が難しい。だからこそ、できる人とできない人をつくってはいけないということで、各世帯に端末を、光ブロードバンドの端末を引き込む。そして、その上にシステムを載せることによって、引き込むことによって、通常の10チャンネル、1発だけで操作ができることができますので、だからこそこのやり方を今進めてきているわけであります。これは単に小国町や他の

町でやっているケーブルテレビの自主放送とうちの場合は違います。他は自主放送のテレビ放送のみ、うちは自主放送プラス光ブロードバンドの芯の宅内工事、ここまですべてがプラスされているわけですので、将来議員がおっしゃるように、早期の構築が必要です。構築するためにはやるとするならば、やはり総方向、こちらから一方的に伝えるのではなく、向こうから、受益者側からのデータもこちらが受けられるような、そういう仕組みをつくらなければいけない。そのタイムリミットが平成27年の4月までには何らかの形でこれを構築しなければいけない。また構築できる技術を持った会社が高森光ネットワークサービス株式会社ではなかろうか、というふうに認識をいたしております。聞こえが良い政策は、民間の打ち出しは確かに良いのですが、できるところできないところがこの高森町にはそぐわない。やはり高齢者の多いこの町としては、より分かりやすく防災や福祉や買い物支援サービスや教育等々が、皆さんが分かりやすくしてあげること。そのためには今回の基盤整備事業の契約、自主放送の契約をもって、全戸契約、100%契約が基本となって将来の施策がそれに乗ってくるというふうにご理解をいただいているというふうに思っております。

それと今、最後の質問でございますが、まず機能別団員につきましては、これは消防団の機能別団員につきましては、法律上は平成17年1月の消防庁通知により導入が始められたものでございます。そもそも消防団の高齢化、やはり地域外に仕事に行き、実際の現場の火災のときに消火活動を行う団員がいないという実態がありました。それを避けるための、確保することが最大の目的でございます。これが機能別団員、国が勧めた形でございます。それと自主防災組織におきましては、地域の中に住まれている、構成する住民の方が災害時のときの有事のときに、自助や共助を目的として行う、自主活動が自主防災組織の大きな柱になるというふうに考えております。この2つ、機能別団員と自主防災組織のこの人に関しては、特に過疎地帯では一緒になる可能性が極めて高いです。しかし実際の活動のときは、実際のやっぱり現場の火事の活動、それと自主防災組織の活動は、やはりこれは一緒になる事例というのは極端にすくないと、いうふうに私は思っております。その根拠といたしまして現在、1年間に発生する町内の火災発生件数が大体3件から4件程度、発生地域もまちまちであり、また火災の種類がまちまちであるということから、そのことが言えるのではないかと、いうふうに思っております。それと、最後に自主防災組織の助成の件につきまして考えを述べさせていただきます。

今年、議員さんがおっしゃるように、自主防災組織のモデル事業を行いました、

この経緯に関しましてはもうご説明をいたしておりますが、やはり去年のこの九州北部豪雨災害を経験いたしまして、公助としての限界の部分、初動等に関しましては、やはり地域の方の助け、そして自分の意識、これが非常に重いのではないかということを感じいたしましたので、モデル事業をさせていただきました。やはりあくまでもモデル事業ですので、これは助成金を支払ったわけでございます。その結果、各モデル事業において答えが出てきております。今後、このモデル事業をやられた地域を見られた地域が、やはり気運が高まり、私たちが先ほど議員がおっしゃいましたように、自分の地域でこれをやりますと、働きかけるということで、ぜひやっていただきたい。その活動の気運が高まり、準備ができた状態となれば、行政としては次のこの活動するための助成というのは考えるべきであると、いうふうに認識をいたしております。まずもって、各地域の自助、共助の精神がしっかり各地域で熟成されること、私からも改めましてお願い申し上げまして、答弁を代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今回は防災と見守りとして、本町の取り組みの現状や、また研修事例を紹介し町の考えをお聞きしました。昨年発生したような災害が今後いつ、どこで発生するか、それは誰にも分かりません。ただ言えることは、日頃より対策を練り、訓練を行い、備えを行うことが災害を最小限度に食い止める方策と考えます。町民が安心して暮らせる、高森町に住んでいて良かった、そう思える町をつくるため、それぞれの地域で防災意識と見守りの体制を確立していきたいと考えております。これで私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。15時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） こんにちは。最後の質問となりましたので、もう少しの間、時

間をもらいたいと思います。

先に通告していただきましたとおり、日本で最も美しい村連合とは、について質問いたします。質問箇所は7カ所ぐらいありまして、最も美しい村とは。今後の町としての取り組みは。行政として住民に対してどのような取り組みをされるのか。住民全体による奉仕作業等の計画は。看板等の設置の考えは。町づくりの協議会設立の考えは。それから今後の町づくりと地域づくりの取り組みは。というようなことで、最後に町長の答弁のほうをよろしく願っておきたいと思います。

最初に最も美しい村とは、ということで、今年10月4日、町において日本でも最も美しい村連合に加入されましたが、この最も美しい村連合とはどういう村なのかを、ぜひ答弁を願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 6番 森田議員の質問にお答えいたします。

日本で最も美しい村とは、というご質問ですけど、これはNPO法人で、日本で最も美しい村連合という団体であります。その起こりについてご説明いたします。

日本では市町村合併が進み、小さくても素晴らしい地域資源を持つ村の存続や、美しい景観の保護などが難しくなってきたことから、1980年に始まった、フランスの素朴な美しい村を厳選し紹介する、フランスで最も美しい村活動に範をとり、失ったら二度と取り戻せない、日本の農山村の景観、文化を守る活動を進めるために、2005年、平成17年ですけど、日本で最も美しい村連合が発足しました。また小さくても輝く、オンリーワンを持つ農山村が、自らの町に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるため、日本で最も美しい村のシンボルマークを日本のみならず、世界的にも観光地や文化地域としても目印にすることが目標となっています。なお、現在の加盟町村及び地域は、本年度認定になりました4地域、本町を始め、栃木県那珂川町の小砂地区、それと静岡県松崎町、京都府和束町、それと同じ熊本県の球磨村を含め、全国で現在47町村7地域となっております。

以上、美しい村とは、ということで答弁いたしました。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） はい、自席から失礼いたします。

ただいま、課長のほうからいろんな説明がなされました。1980年にフランスのほうで始まったというような話でございます。小さくてもオンリーワンの町づくりというようなことで説明がありましたが、今後、町としての取り組みはどう考え

ておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

まず日本で最も美しい村連合の目的を報告して、それを元に町の取り組みについて説明したいと思います。まず連合の目的としましては、

まず一番目ですけど、自らの地域に誇りを持ち、将来に渡って美しい地域づくりを行うこと。二番目としまして、住民主体の町づくり活動を展開し、地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。三番目といたしまして、生活の営みによってつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで、観光的付加価値を高め、地域の資源保護と地域経済の発展に寄与すること、というふうに、この三つの目的が定められております。これらの目的にあるとおり、行政主導ではなく、住民主体の町づくりが大切であります。そのためには、まず住民自らが自分の地域に誇りを持つことが必要でありますので、町としては、この連合加盟はあらゆる手段で情報提供を行い、今回連合の審査で評価された点、これは高森町の評価された点ですけど、一番目に美しい草原風景、二番目に豊かな環境が生み出す水の源、三番目に風鎮祭、これを住民に再認識されるよう、進めてまいりたいというふうに思っております。また、これらの他にも誇りを持てる箇所がたくさんあると思っておりますので、住民自らがその良さを認識し、訪れる方々におもてなしを住民全てで行っていただくよう、意識改革を進めてまいりたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） 行政主導ではなくて、住民主導型の住民自らの観光客の訪れるおもてなしの町づくりというような話でございます。今後、住民に、ただいま言われたような、住民自らの観光客の訪れるようなおもてなしの町、というようなことでございますが、私たち議員もそうですが、最も美しい村と聞いてもピンとこないわけでございます。住民にどのようなお願いや取り組みを、今後考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 先ほども申しましたように、連合で評価された3つの地域資源、美しい草原と豊かな環境が生み出す水の源、それとお祭りの風鎮祭。この中で最も高い評価を受けたのが美しい草原景観でした。これは世界農業遺産への登録とか21世紀に残したい故郷百景第1位に選ばれるなど、人の営みと自然が共

生された成果でありまして、草原を維持していくために野焼きボランティア活動やあか牛オーナー制度など、今後も積極的に参画していきたいというふうに思っております。また昨年度から千年祭り、月廻り公園で行われております千年祭りは、千年に繋がる草原再生を目指して行っておりますけど、この循環型社会の構築に貢献することを目的に開催しておりますが、町民の皆さまにも草アートの製作やイベントに積極的に参加していただいて、最も美しい村のPRができたのではないかとこのように思っております。このように、先ほどから申し上げておりますように、官民一体で全域的な活動が必要となってくるので、町全体で推進運営組織を立ち上げる必要があるというふうに考えております。この町全体で作った運営組織を基に、今後の取り組みを検討していきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） はい、ただいま課長のほうから官民一体において、積極的な取り組みをするというようなことでございます。私は日頃から、この美しい町づくりというようなことを聞きまして、住民全体による奉仕作業等の計画などは今後ないかということに思っております。美しい町づくりとして、住民全体による奉仕作業などの計画、また住民による、工夫した地域活動などを募ってはどうかと現在思っております。その中で、現在町の中で道路の草刈りを年に2回ほど行われております。しかしそういう作業を、町の中の奉仕作業に取り入れてはどうかと思うわけでございます。どういう奉仕作業かということ、地域の町の中のいろんな排水溝、それから店の前のそういう自分の家の前に花壇などを設置されて、それを観光客が、この町は素晴らしいな、というようなそういう設置などを住民全体に今後されたらどうかと思っているわけでございますが、その点についてどう思っておられるかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 今、森田議員が言われたようなこと、それが一番、最も美しい村にふさわしい行動だと思います。しかし私たちの考えでは、それを年間計画と言いますか、そういうなものを立てて実行していきたいと思っておりますので、先ほど申しましたように、推進運営組織を立て上げた後、そのへんの計画を持って、全町一斉清掃活動とか花いっぱい運動とか、そのへんを盛り込んで計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長のほうからそういうふうな取り組みをしていきたい、というような話でございます。ぜひそういう取り組みをお願いしておきたいと思えます。

それから、5番目の看板等の設置の考えというようなことで、町において町道、県道、国道とたくさんの観光道路があるわけでございますが、この道路において観光立町、最も美しい村看板の設置を考えておられないのか、質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 現在、役場の玄関にイーゼルでパネルを展示しています。これは先ほど言われたように、10月4日の認定式のときに、会長から町長が受け取られた分を後ほど送付してまいりましたので、現在役場のほうに展示しております。展示というか掲示しております。これは役場の玄関の壁面、以前に絵が置いてあったところですけど、そこに直接シンボルマークを展示するような予定にしております。また議員言われるように、町内に入る主要道路、ここにも同じくシンボルマークというのがすでに美しい村でありますので、その設置を予定しておりますが、これにつきましては平成26年度予算で要求していくこととしております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） 玄関などにシンボルマークの設置がされているというようなことでございます。平成26年においては看板の設置も考えているというようなことでございますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

6番目のほうが町づくりについて、美しい町づくりについての協議会の設置の考えというようなことで、協議会は町の中にもたくさんありますが、住民による、こうした地域活動による、最も美しい村づくり協議会の立ち上げの考えを、私はせっかくの美しい村を認定されましたので、そういう考えがないかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 先に美しい村に認定されております、福岡県のここの言いますと星野村です。現八女市ですけど、星野村地域で認定されておりますが、そこがやっぱり日本で最も美しい村連合星野地区協議会というのを設置されております。私どもも、先ほどから申し上げておりますように、推進運営組織を立ち上げるということを申し上げてと思えますが、それが協議会になるか、いろいろなほかの団体になるか分かりませんが、そういうふうな協会のようなものを立ち上げ

て、今後そこで協議していきながら、今後の事業について進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） やはり行政、それから議会のほうでは、このような事業に一生懸命取り組むような協議会を、ぜひつくってもらいたいと思います。せっかくの最も美しい村づくりを持ってこられたのですから、私はぜひつくってもらいたいと思っております。それから今後の町づくり、地域づくりというなことで、町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

日本中の先ほどから47町村地域で高森町が選ばれたというようなことでございます。町長として最も美しい村づくり、町づくり、地域づくりの取り組みはどう考えておられるのか。また、観光立町との相乗効果の取り組みの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員のご質問にお答えいたします。まずは、日本で最も美しい村連合の加盟の審査にあたり、議会議員の皆さまにご協力、ご理解をいただきましたことに関しまして、そして住民の皆さまに理解をいただきましたことに関しましてお礼を申し上げたいというふうに思っております。私は選挙で観光立町を掲げております。観光立町の一つのキーワードになるのが、この日本で最も美しい村連合の審査に合格すること、認められることではないかというふうに思っております。当高森町、資源はたくさんございます。しかしその資源の中で、やはりそれを再度洗い直して、そこに非常に人の営みがあって、今までの継続性があるということが、この日本で最も美しい村連合の加盟の基本でしたので、極めてこの連合加盟については観光立町を掲げる当町としては、大きな意義があるというふうに思っております。先ほど甲斐課長のほうから、この目的等は3つ説明がありました。草原風景、これは、今日は3番 興梠議員のご質問でもございました。2つ目の環境が生み出す水の源、あとは風鎮祭と、等々が認められたわけでございますが、それが再度住民に再認識させるように進めていかなければいけないし、進めて下さいということです。このことは、すでに行政主導型から住民主導型、住民参加型の形が少なくとも、数年前より今のほうが構築されてきている形がもう出ております。それは先ほど午前中に答弁を申し上げましたように、先般の新聞等々でも掲載がございました、酒粕を使った活動、そして草部北部の長寿の水等々、行政が主導

するのではなく、住民が自らが、自らたちの、自分たちの意識でつくり上げてきたこと、このことがやはりこうやって少しずつ生まれてくること。これが一番この日本で美しい村としてやっていかなければいけない基本になるというふうに思っております。そういう中で特にこの日本で最も美しい村は、やはり環境を大事にしなければいけません。循環型のこの日本の社会の中で、先ほど言いましたように、阿蘇千年祭等々では草わらを使ったアートの展示等々ございます。それにやはり、これは議員が今日質問の内容を私は見ておりましたが、2番と3番とかほとんど意味は同じでございますが、やはり一つだけ違うのは、やはりその議員がおっしゃりたい、その美しい村に認定されたということを高森町の町民の方がやっぱり知らない、よく分からないという部分があるのではないかと。それをどうやって教えていくんだということが、やはり一番おっしゃりたいことだと思います、だとするならば、やはり、例えば阿蘇千年祭での草わらアートのイベント、千年祭の月廻り公園のみならず、例えば風鎮祭、この認められた風鎮祭や地域の資源のいろんなところで、それをやっていかなければいけない。これは一つの形として、私は今後やっていかなければいけないのではないかと、というふうに思っております。また、住民全体による奉仕作業等の計画等々がございました。これは観光立町をやる上で当たり前のことでございます。政策説明会のときに、色見地区の政策説明会のときに、住民の方から、あなたは観光立町を掲げているが、非常に草切りや草刈りがいろんなところでできていないところがあるけど、それはどう思っているのだ、というご質問等々もいただいたわけでございます。もちろん全てを完璧にできることはできないと、いうふうに思っておりますが、やはりある意味住民の人の協力も必要です。だとするならば、やはりこの日本で最も美しい村に加盟したということをしかり住民の方に広報して、だからこそ新しく協議会を立ち上げて、その協議会の中で揉ませて、そして年間スケジュールの中にいろんな活動を入れて、これを住民に告知する。そして参加を促す、一緒にやって下さいということ。それに対して行政が助成する、後押しするということが本来の形ではないかというふうに思っております。そのための協議会という名称であるなら、協議会で構いません。運営組織だったら組織で構いませんが、立ち上げは不可欠というふうに思っております。そして今後は、この現在進めております、高森町観光立町推進計画を策定中でございますが、このご質問がありました、今後の町づくり、及び地域づくりの取り組みについては、その計画書ができあがることを待つことになるとは、基本的には待つことにはなるとは思いますが、やはりこの日本で最も美しい村に認定していただいたということは、

その中でも大きな要素になるというふうに思っております。やはり、これは先ほど農業の問題でもご質問がございましたが、この観光、やはり農地を守っていかなければいけない。しかし、例えば今後国が進めている農地集約施策で、そこに間に入っていただいて農地を貸した。貸した方が例えば出て行く、とかになってしまう恐れもあるわけです。だからこそ、しっかり高森町のここに適した、この農業の施策、それとこの観光立町の施策というのは整合性がなければ観光立町というのは実現不可能ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま、最も美しい村づくりということで質問いたしました。自分も自ら美しい村づくり、町づくりに心がけ、今後取り組んでいこうと思っております。まだこれからいろいろな取り組みを町としても考えていかれると思いますが、住民に対しては分かりやすい説明をお願いするところでございます。

今年も残すところ10日余りというようなことになりました。最後の質問といたしまして、美しい村づくり、皆さまも来年には良き年を迎えますようお願いしまして、私の質問と代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君の質問を終わります。

これで一般質問は全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後3時35分

1 2 月 2 0 日 (金)

(第 3 日)

平成25年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成25年12月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	草村大成君	教 育 長	佐藤増夫君
総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	村上源喜君	住民福祉課長	橋本和則君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
会計課長	廣木富八君	政策推進課審議員	服部信一郎君
健康推進課審議員	沼田勝之君	総務課長補佐	東幸祐君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	阿南一也君
税務課長補佐	佐藤幸一君	建設課長補佐	松本満夫君
監査事務局長	安方含君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古庄良一君 議会事務局庶務係長 丸山雄平君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） これから本日の会議を開きます。

なお、建設課長 工藤英二君、教育委員会事務局長 後藤正三君、農林政策課課長補佐 後藤健一君から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

議案第59号、町道の路線の廃止については、建設経済常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 皆さん、おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました、議案第59号、町道の路線の廃止につきましては、12月17日午前10時30分から第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また現地を確認し、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第60号 町道の路線の認定について

○議長（田上更生君） 議案第60号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました、議案第60号、町道の路線の認定については、12月17日午前10時30分から第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また現地を確認し、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第61号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第61号、高森町課設置条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第61号、高森町課設置条例の一部改正につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、高森町課設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求

め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 高森町職員の修学部分休業条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第63号、高森町職員の修学部分休業条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第63号、高森町職員の修学部分休業条例の制定につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、高森町職員の修学部分休業条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第64号 高森町職員の高齢者部分休業条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、高森町職員の高齢者部分休業条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第65号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

- 5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第66号 野尻総合センター条例を廃止する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第66号、野尻総合センター条例を廃止する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第66号、野尻総合センター条例を廃止する条例の制定につきましては、12月13日午前11時20分から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号、野尻総合センター条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第67号 高森町観光交流センター条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正につきましては、12月13日午前10時30分から政策推進課より甲

斐課長、服部審議員、担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、高森町観光交流センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第68号 高森温泉館条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第68号、高森温泉館条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

- 5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第68号、高森温泉館条例の一部改正につきましては、12月13日午前10時30分から政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号、高森温泉館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第69号 高森税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第69号、高森税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第69号、高森税条例の一部改正につきましては、12月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、高森税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第70号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、10時30分から、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、また11時20分から、総務課より岩下課長、東課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月16日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、10時30分から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局次長及び各係長に出席を求め、また11時20分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月17日午前9時50分から第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長及び担当係長に出席を求め、また午前10時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議

なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

- 議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第71号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、12月16日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第72号 平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、12月16日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第73号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、12月16日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可とすることに決定いたしました。

報告おわります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は12月19日に開催し、12月議会だより絆54号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、12月定例会初日の質疑、平成25年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。今回は2月初旬の発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特委員会の報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶を申し上げます。

本年も残すところ、あとわずかとなりました。12月定例議会も皆さま方のご協力によりまして無事、今日閉会を迎えることになりました。本年は一年を振り返ってみますと、大変激動の1年ではなかったかというふうに思います。それはいい方向での激動の1年だったというふうに思います。昨年7月12日の豪雨災害等がございまして、大変職員の皆さま方を始め、議会の皆さん方もご心労をおかけしたことというふうに思いますけれども、今年はその豪雨災害の復興に向けての事業はもとより、新しい高森町のスタートと言いますか、大きな動きがあった1年ではなかろうかというふうに思います。まず町長が最初から申し上げておられましたよう

に、人材の育成、子どもたちの育成を中心とした、高森町新教育プランの大きな動き。教育長がいつもおっしゃっておられます、高森で学んで良かった、高森で学ばせたい、高森で学びたい、という大きな指針のもとに、この1年間、学校教育というのが大きなうねりとなって動いたというふうに思っておりますし、また観光立町推進基本条例の制定の中で、商店街の活性化ということでも大きな動きがありました。また農業振興の面におきましても、水田を中心とした施策の中で、大きな動きがあったというふうに思っております。このような大きな、前に向かって進める事業が本年は大きく動いた、というふうに思っております。これも町長始め職員の皆さん方の日頃のご努力、その結果だろうというふうに思っております。職員の皆さま方には本当に1年間お疲れさまでございました。心から敬意と感謝を申し上げるところでございますし、また住民の皆さん方には本当に行政、政治というものを信頼をされて、本当に高森町に住んで良かった、高森町に生まれてよかったと、そういうような町づくりの中で、これからも皆さん方と共に議会も努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。今年もあと10日あまりでございますけれども、来たる2014年が高森町にとりましても、そして皆さんにとりましても素晴らしい1年になりますことを心からご祈念を申し上げますと共に、みなさん方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。本当にお疲れさまでございました。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは会議を閉じます。

平成25年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成25年第4回定例会

平成25年12月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 古庄良一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111